

第 11 日目（9 月 11 日）

○副 議 長（牧野 晶君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は 25 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、関 常幸君から午前中から欠席、小澤 実君から午前 10 時から 12 時頃まで欠席、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前 9 時 30 分〕

○副 議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

○総務部長 おはようございます。きょうもまた貴重なお時間を拝借いたしましてまことに恐縮でございます。皆様も既に新聞等の報道でご存じのこととは思いますが、先般ご報告申し上げました市が六日町街づくり会社に行いました補助金の支出は違法であるとしまして、市長に支出した補助金 2 億 9,000 万円でございますが、市に支払うように求めた市内の男性を原告といたします住民訴訟の判決が昨日、9 月 10 日でございます、新潟地裁でありまして、「補助金の交付はその目的や市議会での審議が重ねられたことなどを考慮すれば、市長の裁量権の逸脱や乱用はあったとは言えない」といたしまして、原告の請求を棄却する判決が出されました。以上、まだ判決文が手元に届いておりませんので、処分の内容のみでございますが、ご報告申し上げます。ありがとうございました。

○副 議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位 20 番、議席番号 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 おはようございます。市民の方々におかれましては、傍聴ということで大変ありがとうございます。広島では大規模な土砂災害によって多くの犠牲者があり、また被災された多くの方々がいらっしゃいます。心からお悔やみとお見舞いを申し上げるところであります。また、そんな中、昨日からですが北海道、東北あるいは関東地方と広い範囲で豪雨が続けております。特に北海道の石狩地方につきましては、大雨特別警報というのが発せられ差し迫った危険が迫っているとして、最大級の警戒をするようにと呼びかけています。

一昨年頃まではゲリラ豪雨と言われて、局所的な豪雨が珍しい現象であったのが、昨今では当たり前ようになってきているということでもあります。当市におきましても、今は小康状態ではありますが、昨晚あるいはけさもかなり強い雨が降っておりました。いつ豪雨に見舞われ土砂災害に遭っても不思議ではない状況ということでもあります。行政の皆さんも大変な中でしょうが、市民の皆さんとともに、どうか備えを万全にして防災意識の高揚ということに努めていただければと思っております。

それでは通告に従って一般質問を行います。今回は南魚沼市の制度融資の拡充を望むということと、時代を担う子ども・若者の育成支援についてということの 2 項目について質問をいたします。

1 南魚沼市の制度融資の拡充を望む

まず、1 項目目の南魚沼市の制度融資の拡充を望むということについてでありますけれども、

現在でも南魚沼市では、市内の商工業者や中小企業向けに融資の制度あるいは補助金の制度というのがあります。具体的にはですけれども、南魚沼市産業育成資金というのがありますけれども、こういったものを設けてそれぞれの育成ですとか支援を行っているわけでありまして。もう少し詳しく言いますと、この南魚沼市の産業育成資金でありますけれども、市内に住所または事業所を有し現に事業を営んでいる法人・個人に対して、個人の中小事業者には1,000万円を限度に、運転資金では5年以内、設備資金では7年以内の期間で、金利についてはいろいろと条件がありますけれども、お金を貸しますというものであります。

さらに、この制度では借入額1,000万円以内ですから、まあまあ限度いっぱいでありましてけれども、1,000万円以下につきましては信用保証料の50%を補給しますという形になっております。ですが、当市の制度融資についてはこれ1本ということであって、ちょっと全国的にも県内、他の市町に比べても、いささか貧弱な気がいたしているところでありまして。

こういった背景があった中で、去る6月10日に六日町商工会の主催で金融懇談会というものが開催されました。六日町商工会の役職員、また市内六日町地区に支店を置く金融機関6行の支店長と融資の担当者、それから新潟県信用保証協会長岡支店の支店長と担当者、さらには井口市長、白井産業振興部長、宮田商工観光課長といった方々の出席をいただきまして、各金融機関の方々から最近の経済の動向ですとか金融の状況、あるいはこれからの経済の見通しなどについて意見交換をいたしたところでありまして。また、さまざまな提案もなされました。

また、井口市長におかれましても、この懇談会の意見や提案について積極的な発言ですとか質問等々をいただいたところでありまして。そして、その中で市長から商工会と金融機関で具体的な制度融資について考えてくれというような発言をいただきました。この発言を受けて各金融機関、それから商工会で協議検討をした結果を、8月25日に要望書という形で市長に提出されたものと承知をしております。

その内容としてはですけれども、設備投資の促進、空き店舗対策、創業の支援、そしてセーフティーネットの充実を望むなどでありました。設備投資の促進ということに関してですけれども、設備投資促進制度として投資額が500万円以上で、かつ貸金総額を対前年比5%以上増額させるか、あるいはその計画を有するものに対して、直接事業の用に供するもの、これの固定資産税を3年間、50%免除をするというものであります。

また、南魚沼市の設備資金として市内の中小企業者であって、近代化・合理化に必要な機械設備の導入によって積極的に経営の改善を図るものについて設備資金として1,000万円から3,000万円まで、これは期間10年、3,000万円から5,000万円までは期間12年で、金利1.9%、保証人については金融機関とするというものであります。

また、設備資金融資として300万円以上1,000万円までを対象とするマイナス金利の設備資金を創設することということが入っておりますが、このことについては新潟産業創造機構の消費増税対策設備投資緊急促進事業では、1,000万円以下の借り入れは対象とならないため、300万円以上1,000万円の事業者についての処置として市に制度をお願いするものであります。

さらに国のものづくり補助金、この採択を受け、その計画における貸し付けに対しては、利

子の金額と保証料の全額を補給すること、これを要望しています。

また、空き店舗対策としては、現在市では、自主的出店者支援事業、家賃の補助であります。これがありませんけれども、この対象業種が小売業・卸売業及びサービス業（飲食店を除く）となっていますが、この（飲食店を除く）というところを（風俗営業を除く）ということにしてくださいということでもあります。さらに飲食店を除くサービス業は、審査を経て対象としますということになっていますけれども、飲食店を除くサービス業ではなくて、飲食店については審査を経て対象とするというふうにして、これによって対象事業者を大幅に増やしてほしいということでもあります。また空き店舗を活用した事業に対する低利の貸付制度もしくは保証料の補給制度の創設をお願いしているところであります。

そして、創業の支援についてでありますけれども、創業ファンドの設立です。これは南魚沼市、商工会、企業、金融機関が資金を出し合って設立をし、創業において商工会の支援を受け、経営計画を作成する事業者に対して出資し、創業を支援し、やる気のある人材を皆で育て、市内に活気を出そう、こういったものです。このファンドが実現しますと、全国でもかなり珍しい制度でありますし、注目をされることになるかなというふうに思います。さらに金融機関に対しても、このファンドについてですけれども、経営計画について融資を促しているというところでもあります。

次に創業関連保証制度を利用した制度融資です。市内で事業を開始しようとするもの、または開始してから5年未満の中小事業者に対して運転資金で5年、設備資金で7年の期間で、保証人はこれも金融機関、利率は2.4%、固定金利で1,000万円の融資で100%の保証料を補給するというものです。この制度も商工会に加入し、きちんとその指導を受けること、これによって2年間利子補給を受けられるようにし、創業のときの金利ですとか、いわゆる財政的な負担を少しでも軽くしようというものであります。

最後にセーフティーネットの充実でありますけれども、これにつきましては新たな市の制度として2,000万円の運転資金を7年以内で1.9%の金利で貸し付け、これは新規だけでなく組みかえも利用できるような制度としてほしい。このことによって返済の負担が減り、業績の向上が見込めるといえるものです。

こういったものが要望書というような中の主な内容と考えておりますが、こういった制度融資の拡充についてはやはり市が全力で取り組んでいく、そして今、停滞気味のこの市の経済というものを支えていくということで考えますけれども、積極的に進めていくという考えが市長にありますか。お伺いするものであります。演壇にての質問を終わります。

○副 議 長 樋口和人君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆さま方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

1 南魚沼市の制度融資の拡充を望む

樋口議員のご質問にお答え申し上げます。今、いろいろおっしゃっていただきました。市の融資制度につきましては、ご承知のように昨年まで南魚沼市地方産業育成資金と市の小規模事

業者育成資金、この2つがあったわけでありまして、融資対象者の規模に若干の違いはありますけれども、限度額あるいは利率、返済期間、条件が全く同じでありました。そういうことから今年度から、利用がほとんどなかった南魚沼市小規模事業者育成資金を廃止させていただきました。かわりに新潟県小口〇細企業保証制度資金への利用者に対し融資額 300 万円以内は、信用保証料の補給を 100%補給に引き上げ、そして昨年までの信用保証料補給条件よりもよい条件での補給を行うようにさせていただいたところであります。

この資金につきましては融資限度額は 1,250 万円、利率も固定で 1.95 と市の制度より有利であります。それとともに無担保、保証人も法人代表者のみとなっております、融資対象条件が市の従来の融資制度に比べて条件が非常によくなった、利用しやすいということが特徴であります。その結果が今年度の市の地方産業育成資金の利用者は、7 月末までで 9 件、昨年の 22 件から大きく減少しております。かわりにこの小口〇細企業保証制度資金の利用者が 22 件と大きく増加しております、昨年の融資制度の利用総件数 23 件に対してことは既に 31 件ということで、多くの方から利用していただいております。

そういう中で、今ほど議員からおっしゃっていただきました 6 月 10 日の懇談会、そして 8 月 25 日の要望書ということであります。この内容は今、議員がそれぞれ申し上げたところでありますけれども、設備投資に関する要望が 4 点、空き店舗対策要望が 2 点、創業支援要望が 3 点、セーフティーネット要望が 2 点、こういふことで数も非常に多くなってありますし、多岐にわたっております。いずれも現在の社会情勢、市の制度を見た中で、商工会と金融機関、あるいは関係者の皆さんでよく相談をされたすばらしい内容だなと思ったところであります。

今ちょっと触れましたように要望項目が非常に多い。内容によっては来年度予算からすぐできようかということもあるわけでありまして、この条例あるいは要綱の整備を行わなければならない。あるいは金融制度の検討が必要なもの、それから補助金としたほうが制度的に運用しやすいのではないかとこのように考えられるもの、こういふことで内容検討の方向が多岐にわたります。今すぐにこの制度については、ああだ、こうだということをご回答申し上げることはできませんけれども、いずれにいたしましても市の産業の育成のための融資制度の拡充は、非常に重要なことだと思っております。またこの後、商工会あるいは金融機関の皆さん方と十分意見交換をさせていただきながら、こういふ言い方は悪いですが、前向きに検討というのは余り好きな言葉ではありませんが、実施ができるものは実施する方向で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○副 議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 1 南魚沼市の制度融資の拡充を望む

今ほど市長から答弁をいただきました。非常に前向きで、ご本人がおっしゃるように、本当に前向きに考えていただくとこのことで、ありがたいなというふうに思っています。

この懇談会があったときにそれぞれいろいろな話があって、金融機関はちょっと何かこういふことで、この後すぐに実は北越銀行さんが、商工会の会員であれば自己の貸付金利を普通の金利よりまた少し下げますよというようなことで、北越銀行と商工会との契約といひますか

を結んだところであります。ほかの銀行も、今後こういった形で進めていくというような方向を持っていただいているようであります。こういった地元の中小の商工業者に対して、やはり市のほうでこうやって皆さんを育てていくんだよ、こうやって活性化していくように行政としても手助けをしていくんだよと、このアピールが非常にまた大切です。そのことによって今少し停滞をしている市の――少しといいますか、かなり停滞している商店街とかが、また元気を取り返していくんだと思っています。このことについては、個々それぞれにはまたなかなかいろいろ大変な問題ですので、本当に全体的な検討をなされた中で、ぜひ、今の市長の答弁のとおり前向きに進んでいただければ大変ありがたいというふうに思っております。そんなことで1問目につきましては、これで終わりとさせていただきます。

2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

続いて次代を担う子ども・若者の育成支援についてということで伺います。この子ども・若者の健全育成につきましては、いろいろな施策を講じているわけですが、今後どういった観点で進めようとしているのかということでも伺うものであります。また、平成21年に、インターネット・携帯電話による有害情報、出会い系サイトの犯罪被害、いわゆる有害情報の氾濫等の子ども・若者をめぐる環境の悪化、全国のニート数84万人、全国の引きこもり世帯数32万世帯、引きこもり本人の平均年齢が26.7歳等のニート、こういった引きこもり・不登校・発達障がいなど、子ども・若者の抱える問題の深刻化で子ども・若者の対象範囲は乳幼児から30代までを広く対象とし、従来の個別分野における縦割りの対応では限界であるなどの背景を受けて、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進するために、子ども・若者育成支援推進法が制定をされました。

これを受ける形で南魚沼市では、全国に先駆ける形で子ども・若者育成支援センターが平成23年に設立をされました。そして、平成21年に不登校の児童・生徒を支援する適応指導教室と、義務教育における相談を受ける教育相談を柱とした南魚沼市教育支援センターを発足し、その機能も包含した中で、この子ども・若者育成支援センターについてはさまざまな活動に取り組んできてもらっているわけであります。

今までの実績やその活動で見えてきた課題、そして今後活動していく、この施策を進めていく上での課題、さらに今後どういった活動を進めていくのか、このことについて伺うものであります。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

樋口議員にお答え申し上げます。この若者の育成支援の中の1番目の今後の子ども・若者の健全育成施策推進の観点であります。今ほど縷々述べていただきました、子ども・若者の健全育成につきましては、平成22年に施行されました子ども・若者育成支援推進法に基づきまして施策を進めているところであります。

この法律、5年後に当たる平成27年、来年に見直しが予定されておりました、それに向けて国のほうでは、この法律に基づき平成22年に策定いたしました子ども・若者育成支援推進大綱

の総点検を実施して、平成 26 年 7 月に報告書を公開しております。その報告書に今後取り組むべき課題と方向性として 6 項目が提言をされております。

1 つが子ども・若者のライフサイクルを見通した重層的な支援ネットワークの構築、2 つ目が家族に対する支援の充実強化、3 つ目が地域における多様な担い手の育成、4 つ目が子ども・若者とメディア、それから企業行動、5 つ目が子ども・若者がみずからの心・身体を守ることができる力の育成、6 つ目が当事者である子ども・若者の参画。まあ言葉で言えばこういうことですが、大体国の部分というのはこの程度のことでありまして、具体的な部分というのはなかなか出てこないわけでありまして、ただ、これを参考にして今後の施策を進めてまいりたいとおもっております。

平成 15 年に制定されました次世代育成支援対策推進法、これで市に策定が義務づけられました地域行動計画として 17 年 3 月に「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとうのまちづくり」をテーマに、南魚沼市次世代育成支援行動計画 前期計画を、そして平成 22 年には後期計画を策定して、地域全体で子育てを支援する体制を構築すべく事業を実施してきたところであります。

この計画によりまして各分野の事業の検証、そして行政関係機関のみならず保護者と地域が一体となって子育てに向かう体制を構築することが一応できたということで、評価をいただいているところでもあります。平成 26 年度はこの当計画の最終年度に当たりますので、事業の成果を検証して課題を見いだしながら、少子化に対応あるいは健全な発達・南魚沼市に資する事業これらを進めてまいりたいと思っております。

子ども・若者育成支援センターの実績・課題、これからの活動であります。このセンターでは義務教育期の教育支援、困難を抱える若者支援、家庭教育支援、青少年健全育成事業、これらを実施してまいりました。主な事業実績として、教育支援では不登校児童・生徒を対象とした来所相談にさまざまな体験活動を取り入れて、個別グループ、集団へとステップを図りながら学校復帰を目指した支援に取り組んでまいりました。また早期発見・早期対応で問題発生を防ぐべく学校と連携して、学校訪問相談、心の教育相談員の活動、家庭訪問相談これらの取り組みを行ったところであります。相談の実績数は平成 23 年度で 52 件、平成 24 年度で 54 件、平成 25 年度ぐんと増えて 71 件ということでもあります。

若者支援ではニート・引きこもり相談、居場所の提供、就労支援、コミュニケーションセミナー、それから心理相談、家族の集い、これらを実施してまいりました。相談・訪問・居場所利用、延べ件数の合計は平成 23 年で 549、平成 24 年度 988、平成 25 年度が 878——ここはちょっと減りました——であります。

学校・家庭・地域の連携促進事業として学校支援の地域本部・大崎小学校の「はなさき本部」、家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」を小学校 5 校に設置いたしました。これは六日町・北辰・塩沢・浦佐・総合支援、また、放課後に安全安心の場所を提供する放課後子ども教室を実施してまいりました。そのほか、発達障がい児等を支援しますユニバーサル・デザイン事業への協力、青少年健全育成事業として育成指導員会によります街頭の巡回、それから南魚沼市市民会

議事務局として各地区育成活動の支援・心ゆたかな子育て教室の運営支援・広報誌発行・大会の実施、勤労青少年ホーム事業として講座の実施・サークル活動の場の提供これらを実施してきたところであります。

今後の課題といたしましては、教育支援ではより多くの児童・生徒を学校に復帰させるということがまずあげられます。若者支援では、若者の居場所活動から就労活動までさらに細分化した就労への意識づけ、現場見学、体験支援、これらの方法の開発が課題となっております。若者の就労に向けたステップアップの仕組みづくり、これを進めるためには、地域・企業の皆さん方のご理解・ご協力が不可欠であります。また、長期的支援が必要なケースも多くありまして、相談員の交代あるいは対象年齢を超えた場合など、継続した支援の積み上げが難しい状況もかいま見えております。さらにセンターで把握しないケース、していないケース、本人も家族もどこにも相談できずにいる場合、相談せずにいる場合、こういうのがありますケースも相当隠れていると思われまますので実態の把握、あるいはつながらないケースへの検討、情報収集もやはり大きな課題だろうと思っています。

今後の活動では、今まで述べましたこれまでの取り組み、これはずっと継続してまいります、センター相談に来られる方々の多くが個々にやはり複雑な事情を抱えておりますので、関係機関との連携、相談や支援体制の強化、若者の支援の段階に応じたプログラムの開発、これらが急務だと認識しているところであります。子どもや若者をめぐる環境悪化が非常にまた深刻でありまして、教育委員会部局だけの取り組みは当然もう限界がございます。今後は、当然ですが、今も市長部局とも連携を図っているわけでありまして、より一層の連携強化を図りながら、市を挙げてのやはり取り組みが必要だというふうには感じているところであります。以上であります。

○副 議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

はい、ご答弁をもらいました。やはり、非常にさまざまな課題を抱えて、さまざまなことに対処をしてきているということで、子ども・若者育成支援ということは大変な事業なのだな、というふうにも市長の答弁を聞いていて感じたところであります。その中で市長も今、子ども・若者育成支援センターについては教育委員会部局ですが、今のもちろん市長部局もそうですけれども、今後さらに、さらに連携を強くしていくというようなお話もあって、ありがたかったなというふうな気持ちであります。

そんな中で、少しずつまたちょっと質問をさせていただきますけれども、まず、今現状として子ども・若者育成支援センターの人員——これは何回か質問をさせていただいたこともありますが、やはり専門的な知識・経験、あるいは技術といったものを持った方々、この方たちがやはりきちんとした形でここにいるということが大切なのかなというふうな気がします。今、現状ではほとんど専門的な知識・経験を持った方々が臨時職員という形でいらっしゃるわけですが、このことについて市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

この4月からだったか、からご承知のように臨床心理士の資格を持った方を採用させていただいて……（「去年」と叫ぶ者あり）去年だ。これはそういう資格を持った方をここに配置をさせていただいて、強化を図っているところであります。臨時の皆さんというのは、ご承知のようにそれぞれの分野で、ごく専門性ということではないですけども、経験豊かな皆さん方をお願いしてやっておりまして、この臨床心理士のほかにではどういう専門性を持った、そういうことをを持った方が必要なのかというのが、なかなか私も把握できませんし、どういう資格を持ったとしても、これだけ多種多様ですとなかなかそこに全て専門の正職員を配置できるという状況にはないわけでありまして、どうしてもやはりある程度ボランティア、そして地域の皆さん方のご協力、このことが必要不可欠であるということを今、申し上げたわけでありまして、本当に多様化しております、もう子ども・若者と申しますけれども、若者の定義が簡単に言うと40、50まで及ぶこともありまして難しい。非常に難しいということは実感しております。その専門職の配置については、必要不可欠の部分がきちんと出るとすれば、それは考えていかなければなりません、そういう部分では今のところ専門的な部分が欠けているからということとはそうないような気が私はいたしておりますが、議員はいかがお考えでしょうか。

○議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

臨床心理士という方をきちんと配置していただいたということですが、先ほど市長の答弁の中にちょっとあったわけですけども、いわゆる相談業務というところで、相談員の方々が担当がかわっていくと、またそこから新たに構築して大変だというようなお話もありました。そういった相談をするというのは、ある程度やはり経験ですとか、相手の方との信頼関係をつくっていくということで、やはりなかなか非常に専門的と言えれば専門的です。こういった方々を時間的な部分で、どうしても相談業務という午後とかという形になるので、この方たちを1日というのは難しいところだと思いますし、また、正職というのも難しいことなのだと思います。今、例えばこれがうまくいくかどうかは別として、学童保育の指導員さんですとか、あるいは児童館、そういったところの指導をなさる方だとかと連携をさせながら、1日勤めてそこそこの金額をきちんとその方たちが受け取って、生活ができるようなことも考えていく。それも市で雇用という、またなかなかそういった方々を試験をしてからということになると難しい。どこかの今言った社会福祉協議会とかに所属をしていただいて、そこから派遣をしていただくとか、そういった方法もあると思うのです。こういった臨時の方々のお金といいますか、賃金の保証みたいなことについてはいかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

今、議員からおっしゃっていただきましたように、例えば学童保育の皆さんもそうですけれども、限られた時間帯の部分ということで、非常にそこに協力しようという方が限られているということが実態であります。それを複合的に絡み合わせながらやっていけるということが見

えれば、これは願ってもないことであります。1つ私が懸念いたしておりますのは、この相談業務的な部分でありますけれども、非常に今一生懸命やっただいていただいている方々も、やはり一・・・ある方たちがほとんどでありまして、なかなかあちらにこちらにという部分も含めて難しいなという気がします。ですが、これはいいご提案でありますので、そういうことを複合的に組み合わせて1日の労働ができる。労働といいますか勤めができるという形が取れば、これは我々にとってもありがたいことだと思っておりますので、検討はしていかなければならないと思っております。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

これは本当になるかならないかということなのでしょうけれども、実際相談業務をするために学童ですとか児童館の実践の場で、子どもたちとまたいろいろ触れ合ったり実際を見て、それを相談に生かすと、あるいは相談業務をまた指導のほうに生かすということで、うまくいけばいいなというふうに思っています。ぜひ、またこの辺はそれぞれご検討いただければありがたいなというふうに思っています。

今、ニートの子ども・若者が、非常に年齢の高いところまでいるということですが、やはり今こういった子どもたちというのか、この間の高校の問題もありますけれども、結局高校へ行かなくてそういった子どもたちの就職支援というのが、多分非常に大切だし難しいのかなというふうに思っています。学校も中学卒業ということになってしまうとそれなりの資格もない。あるいはということではなかなか就職に大変だと。ここもこの子若センターで、ある意味面倒を見てくれるということですが、そこへ行く前、やはり小さい時期にいかに子どもたちの相談に乗って、あるいは家庭の相談に乗って、その子たちを救い上げていくかと思うのです。ここら辺について、やはり、今どんどん増えているということですので、ここら辺、何かひとつ、子どもが小さいときに社会についてこうとか、あるいは勉強していくこと、学校ということはこういうものだとか、その辺の観念的なところの教育ですよね。道徳教育というのか、その辺については、今どういった考えを持って、いわゆる教育としてどういった考えを持っているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

今この現代社会の中で、志を持って中学を卒業した時点で職に就くという方については、これは素晴らしいことだと思っております。しかし、高校に行きたかったけれども行けなかった、それがゆえにその後の行動が非常に散漫になったり、あるいは社会に失望したりということがたくさん確か出ているわけでありまして。また、高校に入ってもその中になじめなかったり、中学や小学校からいじめもあるわけです。こういうことをどんどん繰り返していくということになりますと、本当に大変なことでもあります。

ニート支援——ニートに限ったことではありませんが、今その方面を、夢想舎から協力をいただきながら、我々も支援をしながらやっているわけでありまして。前にも申し上げましたけれ

ども、この地域の子どもだけではない。この地域の子どもが少ないのですね。他地域から入ってきてそこにいらっしゃる皆さん方に、我が市が支援をしなければならない。これはおかしいから国か県できちんとやるようにということは、ずっと言ってきたのですが、なかなか実現しません。

きのう安倍総理が、東京かどこかのニート支援のそこを訪れて、国でしっかり支援をしていくと言ったそうです。そういうふうには、全国どこからおいでいただいても、それが設置をしてある市町村が負担をみんなかぶらなければならないなどという話は、実際おかしいわけですので、この制度の改正といいますか、改革はもっと訴えていかなければなりません。ですが、もとが今議員がおっしゃったように、小さいときからです。今、道德教育ということも入ってきているのですが、教育内容のことについて私が来年の4月以降になれば言及いたしますけれども、今は言及できませんので、教育長にこの部分については答弁させます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

今ほどご指摘のように、小学校に入るときに既に家庭、その中で子どもたちがある程度の力をつけてくるということについては同感でございますし、今その方向で子育て支援課、それからUDモデル園事業ということで、ほかの地域に先駆けて進んでいるつもりであります。まだまだ足りない部分があります。先ほど市長も言いましたように、市長部局と教育委員会部局でその部分についてさらに精力的に進めていきたいというふうに思っております。

○副 議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

実は、うちの会社に子若センターのほうから、ニートといいますか就職していない若者について、仕事のあり方とかありようについて講演とかお話をしてくれということで、これは私の弟のほうでまかっています。今言ったように、ある程度年になった方々に、私どもがお話をしても、これはなかなか伝わらないし、伝えるのも難しい。それにはやはりある程度の専門的な方々なりが、きちんと行ってお話——これは地元のボランティアということ意識して私どもに来たのか、あるいは予算の関係で私どもに振ってきたのかはわかりませんが、この辺の予算的な部分では、いわゆる子ども・若者を支援していくのに十分な予算組をされているか、ちょっとお聞かせください。お願いしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

樋口鉄工所さんをお願いしたのは、最適任者であるということで、予算とかそういうことに関係はないものだと私は思っております。予算につきましてはこのことばかりではなくて、全てみんな100%という部分というのはほとんどありません。やはり上げてきて、それを査定してやるということが入ってきますので、個々の小さい部門ではこれでいいという部分もあるかもわかりませんが、教育問題等に関しても全ての要求を全部満たすということは、なかなかできない状況であります。その辺は教育委員会がこの予算でいいのだというふうに感じているか

否か、これは私が答えることではありませんので、教育長に答弁をさせます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

幾らあってもお金というのは足りるということはありません。我々は毎年度予算協議をして、与えられた予算の中で精いっぱいやっていきたいなと思っておりますし、1年間を振り返って足りない部分については、新年度予算の中でまた要求してまいりたいというふうに思っております。極端に足りないというふうに思っているわけではありません。はい、以上です。

〔無理しないでいいぞ〕と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

それぞれ工夫をした中で、それから連携をした中で、子ども・若者のこういった諸問題に対して一丸となって進んでいっていただいているというお話を聞きました。

その中で、先ほど市長の話の一番最初の答弁にもあったわけですが、子育て親育ちレインボープラン「生まれてくれてありがとう 育ててくれてありがとう」このレインボープランの中に沿った形も含めて、今の子若センターといいますか、こちらのほうにも意を注いでいるのだということでお話がありました。それで、このいわゆるレインボープランのほうも見ますと、この中にALTの充実ですとか、学校同士の交流ですとか、今言った子どもたちの発達のためにということが入っています。こちらは今の福祉のほうの関係でできている支援の行動計画ということでありまして、今、子ども・若者育成支援センターについては、今までずっとお話のように教育委員会部門で話が進んでいるのかと思っています。

今までも連携をしているし、これからも強い連携を取っていくのだということでもありますけれども、やはり教育委員会と福祉の部門は、場所がもう違うということもあります。そんな中で今後、これを子育て支援の部門について教育委員会部門のほうに入れると、いわゆる機構改革といいますか、このことについてはどんなお考えをお持ちかをお聞かせをお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

今、議員のおっしゃったことは、子ども・若者育成支援センターを立ち上げるときにも、当時の教育長あるいは教育委員会の皆さんと相当協議をいたしました。市長部局に全部持っていたらどうかとか、あるいはいまおっしゃったように、子育て支援課といいますかこの部分を教育委員会部局にやったらどうか。いろいろ議論がございましたが、結果としては今こうなっているわけでありまして。

部局が分かれているから連携がしづらいという部分がもしあるとすれば、何らかの形は考えなければなりません。それはそれとして、来年ご承知のように教育委員会の法律が相当大きく変わりますので、そういう中で総合的に、これはもう今度は市長が教育のほうにも総合的な部分で、別に押しつけをするとかそういうことでなくて、計画も立てられるということでありまして。その法案の内容を精査させていただいて、どちらかと言えばそれは1つのところがいい

わけですね。ですので、その辺をきちんと検討しなければならない。

会議を招集していろいろ教育方針を決めたりとかということがあるようでありますので、そういう中に諮るのか、もう最初からどちらかに押しつける——押しつけるではなくて、統合するのかということもありますけれども、十分現実を直視しながらよりよい方向でやっていけばと思っております。どちらにどうだということは今、申し上げられませんが、いいことは1つの部局、部署、この中で系統だってやっていただいたほうがいいのだという気持ちは持っております。

○副 議 長 25 番・樋口和人君。

○樋口和人君 2 次代を担う子ども・若者の育成支援について

本当に何ていいますか、子どもから若者までこの育成支援で、育成していく、教育していくというのは、本当に大変なことなのだと思います。今の子ども・若者育成支援センターについても平成23年に設立して、まあこう言うてはあれですけども、ある意味手探りの状態でここまでかなり進んできて、それなりの成果をつくっていただいているものだと思います。

そんな中、先ほども話をしましたけれども、やはり年齢が高くなってからいろいろなことを変えていく、生活習慣を変えていくというのは、非常に難しいことなのだろうなと思っております。そういった意味では、それこそゼロ歳から、ある程度の年齢になるまでの若いというか小さいうちからの教育の積み上げ、まさに教えて育てていくということが、一貫していくということが非常に大切だなというふうに思っております。

そんな意味合いを持って、今それぞれ市長から答弁をいただきました。あるいは教育長からも答弁をいただきましたけれども、ぜひ、南魚沼市の子ども・若者、あるいはこの子たちがきちんと育つことが、大人になってから南魚沼市の将来をきちんと担っていつてくれる、こういうふうに思っております。そんな観点あるいは意味合いで、皆さま方からぜひ子どもたちのために、あるいは今言った市のために、また一層のご尽力をいただくことをお願いをして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副 議 長 質問順位 21 番、議席番号 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 改めましておはようございます。いよいよ一般質問4日目ということで、あと残すところ3人になりましたが、最後までひとつよろしく願いいたします。

地域医療について

それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回地域医療ということですが、この間、地域医療調査特別委員会、また一般質問等で多くの議員の皆さん方が、耳にタコができるほど地域医療というものを質問し、また答弁がなされてきました。今回私はなぜ地域医療ということの質問をする気になったと言いますと、今回7月に佐賀県の武雄市のほうに視察に行ってきました。それと中越地区の議員研修会、藤原先生の基調講演がありました。そのもとにまたどうしてもこの病院経営と医師確保というものは非常に厳しい問題だなと、そういう思いで改めて今回の質問をすることになりました。そういったことでよろしく願いしますが、4点質問をさせていただきます。

1点目であります、基幹病院も工事が順調に進み、平成27年6月の開院も間近に迫り、市民の期待が非常に大きい。また、新市立病院も工事が着手され順調に進んでおり、一段と大きな期待が高まっています。一番そこで心配されるのはやはり、先ほど言いましたように医療スタッフである。この間、多くの議員が質問しておりますが、現段階での見通しと、誰が責任を持って動くのかを、まず1点伺います。

続きまして2点目であります、今後2つの市立病院が存在する中で、これまで大和病院が築き上げてきた地域包括医療を継承し、在宅医療、終末医療、高齢者医療の充実を図り、周辺医療機関と連携し地域に密着した医療を予定すると書いてありますけれども、新市立病院にもきちんとこのことが引き継がれるのか、この点について伺います。

3点目であります、地域医療を支えるには、地域住民の保健、医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することの目的である地域包括支援センターを中核として位置づけ、訪問介護、在宅医療などを一体化し、地域包括支援センターの位置づけについてもお伺いいたします。

4点目であります、これからは総合診療科の時代がやってくると言われます。魚沼基幹病院も総合診療医の育成も行われます。高齢化率の高い当市でも幾つかの病気を合併している方が多くおります。患者は総合的な医療診断が必要になってくると思います。新市立病院にはぜひ総合診療部門を設けるべきと思いますが、どのような認識をお持ちなのか伺います。

以上4点、壇上からの質問をさせていただきます。

○副 議 長 阿部久夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 地域医療について

阿部議員の質問にお答え申し上げます。地域医療の中でのこの医師・医療スタッフの現段階での見通し、最終的に誰が責任を持つのかということでもあります。今おっしゃっていただきました医療再編が来年度、来年に迫る中で医師確保につきまして、今現在ゆきぐに大和病院では、関係大学、病院、機関あるいは個人に対して、宮永院長管理者を先頭に組織的な取り組みを行っております。特に自治医科大学本院をはじめ、自治医科大附属さいたま医療センター・北里大学病院、これには精力的に医師派遣の要請を行っているところであります。

このような取り組みの中で、再編後の市民病院、初代院長には、自治医科大学附属さいたま医療センター教授の田部井先生を内定させていただき、より一層自治医科大学との関係強化を図ってまいりたいと考えているところであります。また、新ゆきぐに大和病院の院長、これはまだ大和のほうですけれども、現松島副院長を内定させていただきました。現段階での医師確保の見通しにつきましては、楽観はできませんけれども、当初計画をしておりました常勤数に近づけていけるものと考えているところであります。また、非常勤医師につきましては、医療再編の状況を説明しながら、引き続き支援いただけるよう協議を進めております。

医療スタッフにつきましては、看護師、薬剤師は募集を行っておりますが、これがなかなか思うにまかせない状況であります。特に看護師につきましては、県立六日町病院から透析患者を引き受けることになるということのために、人工透析医療を経験した看護師の派遣を今、県病院局へお願いしておりますけれども、はっきりとした返答はいただいております。

当然医療再編が行われる中で、基幹病院が6月1日に開院したといたしますと、やはり最低でも2か月から3か月の間は再編に伴うそれぞれのことがあるわけでありますので、特にこの期間中については県あるいは基幹病院の関係、そして市、本当に連携をして取り組んでいかなければならないと思っております。透析患者の皆さん方の非常に心配されております、今、透析を受けて指導していただいている看護師さん、あるいは先生が急にいなくなるようなことだけは絶対にしないでくれというようなことも、要望としてお受けいただいておりますので、県とも今その協議は進めているところであります。

それから、医療再編の中で基幹病院と魚沼市立の小出病院これもあります。不足する医療スタッフの募集が行われておりまして、非常に今、取り合的の部分があります。医師と医師スタッフの確保は病院サイドだけではなかなか難しい状況であります。私も当然ここに行ってしまうのかそういう要請があれば、先頭に立って行ってまいりますし、今、県当局との協議、交渉あるいは城内診療所の職員調整、これは私が先頭に立ってやらせていただいております。医師確保、それから技術スタッフの確保、これは病院事業管理者の宮永先生を先頭に病院サイドでまずは第一義的に取り組んで、我々はバックアップ体制をするということでありまして、先ほど触れました必要な場面があれば直接対応してスタッフ確保に取り組んでまいりたいと思っております。

とにかく、市民の皆さん方のよりどころの病院として安心・安全な医療を提供していくために議員の皆さん方からもまたご支援をいただければありがたいと思っております。

「責任は」と言われますと、最終的なことは全て私になりますので、最終責任は私ということであります。

大和病院の伝統、地域包括医療、これは新市立にも引き継がれるかということでありまして。ご承知のようにこの新しい病院では、これまでゆきぐに大和病院が取り組み、実践してきた保険・医療・福祉・介護この連携によります地域包括医療の機能を構築するということです。1次・2次医療と人工透析医療の充実、リハビリテーション機能の強化で市民の皆さんへ、安心・安全の医療を提供するというふううたっております。

それから、訪問介護ステーションの併設を予定しておりますので、新しい市民病院とゆきぐに大和病院及び周辺病院、かかりつけ医とが連携した地域医療が重要となるわけでありまして。2つの市立病院と周辺の開業医・医療機関・介護施設これらと機能分担を図りながら、お互いが連携するというのも当然重要でありますので、このことによりまして在宅医療・在宅介護を支える体制の充実を図るということにしております。当然、ゆきぐに大和病院の理念はここにきちんと引き継がれるということでありまして。

包括支援センターであります。この在宅医療・在宅介護の充実を図る上で、2つの市立病院と周辺の開業医それら関係機関との機能分担が必要ということは先ほど申し上げました。お互いに連携を図りながら、顔の見える関係をつくり上げていかなければならないと思っております。

地域の求める医療ニーズに対して、連携して患者やその家族を支える体制が必要だと。平成

25年度に南魚沼地域振興局が中心となりまして、南魚沼地域在宅医療連絡協議会が発足いたしました。介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活ができる、このために医療・介護等さまざまなサービスが一体的に提供されます地域包括システムの構築を目指しまして今、協議を進めております。関係機関の顔の見える関係の構築が非常に大切だということですのでこれは協議会でも確認をされているところであります。

一方、この介護保険制度が大きく変わる中で、介護と医療の連携強化が求められております。特に地域包括ケアシステムの構築に不可欠な在宅医療を中心に医療との連携を今、進めているところであります。我々団塊の世代が75歳以上となります2025年を見据えまして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、先ほど触れました自分らしい生活、暮らしを営むことができるように医療・介護・予防・住まい・生活支援これを一体的に提供いたします地域包括ケアシステムを、第6期からの高齢者福祉計画・介護保険事業計画で位置づけてまいる。来年からこの6期が始まります。今後、地域包括支援センターが中心となりまして、このケアシステムの相談業務あるいはサービスのコーディネートを分野と協力しながら、今、進めてまいりたいと思っております。

総合診療部門であります。確かに頭が痛いし、せきは出るし、腹は痛いしといろいろな症状が一気に出るという方もあるわけでありまして、どこに行けばいいかわからない。これは確かにそのとおりでありまして、この総合診療というのは非常に大切なことになってくるだろうと思っております。平成29年度に始まります新専門医療制度に新しく総合診療医が専門医として加わることに決定しております。これは平成29年度からですね。現在、自治医科大学の作成します総合診療専門研究の研修施設にゆきぐに大和病院が指定されておりました、自治医科大附属埼玉医療支援センターの研修施設としても近い将来位置づけられる見込みということになっております。

ゆきぐに大和病院が関係医療機関とともに独自に研修施設になりますプログラムを学会に今申請中でありまして、来春から実施できる見込みとなっております。議員ご指摘のようにこの設置は非常に大切であります。必要であります、いまこの新市立病院の規模で医師の数もございまして、直ちにこれが設置ということにはなりませんけれども、こういう診療を行える能力のある医師の確保は当然最重要だと思っております。それこそ基幹病院も含めた地域医療関係と連携をしながら、なるべく早くこういう総合診療部門が設けられるように努力していかねばならないと思っております。以上です。

○副 議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 地域医療について

それでは、最初の1点目からお聞きします。先ほど武雄市のほうに視察に行ってきたというお話をしました。先ほどの市長の答弁から見ますと、非常に先生方が宮永先生を中心に努力していると、本当にありがたいことだと思っております。そうした中でちょっと水を差すような質問ですけども、武雄市に行ったとき、武雄市の病院が、私たちの目的は図書館と病院だったので、病院の問題を聞いた中で、市長も初めて当選したときに一番問題になったのが、や

はり病院問題だそうです。2億円からの赤字がある。その原因は何といっても医師が少ない。そして、制度が変わった、臨床研修制度が変わったということで、佐賀大学から派遣される医師が非常に年々減っている。これは何とかしなければだめだということで、市長も病院の改革をし、とにかく市民病院から入院を移すという運動をして、そのときリコール運動が始まり、市長みずから辞職をして、再度その病院問題について選挙をした。その結果、当選して今の病院になっているわけでありませう。

そのとき、今までは赤字だったが、一応固定資産税は——民営化になっていろいろ市に入ってお金が約1億円だそうです。そういった一番はお金の問題ではないのですけれども、やはりこの病院経営というものは、医師がいないことにはもう何が何でも経営が成り立たない、また患者さんも診てもらえない、これはもう基本であります。そうした中で、また藤原先生の講演もありました。この中でこれがそうなのですが、医者だって議員だって病気になるということで、藤原先生もこの魚沼圏内で医師を確保することは非常に大変だと、そのように言っています。

医師が多いのは、やはり京都、東京が一番多いのですが、新潟県は44位だそうです。10万人に対して177.2、全国平均だと219人だそうです。京都の場合は286人で1位ですから、東京都は285.4。その中でまた南魚沼市は、新潟県内でも10万人当たりですけれども、一番医師が少ないのです。南魚沼市が110.3なのです。十日町市が122、魚沼市が124、小千谷市が116.6ということでもって、この南魚沼市はどういうわけか医師の確保は非常に大変だというようなお話をしていました。

そうした中で宮永先生を中心的にやっております。やはり、先生も病院長として、また患者さんを診たり、そういった経営の問題もあります。なかなか病院事務管理者もいますけれども、非常になかなか私は大変だと思うのですよね。これから、また基幹病院ができて、新しい病院ができて、新しい院長が出ますから、それは今市長からお話を聞きましたから一応安心はしているのです。今後、医師確保をしていくためには、市長も先頭に立って動くと言っていますけれども、やはり誰か専門の、本当に明るいような人を1人設けるとか。そして、できるだけ先生の負担を少なくしていくと、そういった方法も1つの大事なものではないかなと思いますけれども、市長、その点についてもう一度お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 地域医療について

医師の確保につきましては、今ほど議員がおっしゃっていただいたように、東京や中心的な部分を除けば、どこも大変な状況、これは十分承知しております。先ほど触れましたように、大和病院の今までの付き合いという中で、自治医科大あるいは北里、ここが一番有望であります。田部井先生が来年からおいでいただくということになりまして、結びつきがなお一層強くなりますので、その効果は相当出るだろうと思っております。

宮永事業管理者が当然医師であり、そして管理者でありということでもあります。これは別個に例えば医師確保専門の方ということになりまして、医師確保の道筋や人脈というのは、ほとんど医師でなければ——我々が簡単にそこらへ飛び込んでお医者さんを出してくださいとい

うことが、なかなかしても効果がありません。ですから、やはり医師でないとなかなかこれは成果は上がらないものだと思っております。ですので、宮永先生は非常に厳しい状況でありますけれども、今ご活躍いただいているわけでありまして、弱音も吐きませんので、このままですね馬車馬のごとく突っ走ってもらおうと思っております。過度の負担になるということがきちんとある程度出てくれば、それはまた考えなければなりません、そこまでの状況ではないということで認識しております。

とりあえずはこの新しい病院ができあがって、稼働して、そしてそこでまで当然医師の数も100%の充足ではないわけでありまして。そういうことで、さっき議員から触れていただきましたこの魚沼地区は、県内でも一番医師数が少ない。こういうことも支援するために、基幹病院が魚沼地域に建っているわけでありまして。この基幹病院からの医師の派遣、これも我々にとっても大きな希望でありますし、当然基幹病院の1つの使命でもあります。自治医科大あるいは北里大学、そして新潟大学、基幹病院、これらときちんと連携を強める中で、必要な医師の確保をとにかく目指していくということで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○副 議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 地域医療について

1 点目は、宮永先生から本当に頑張ってもらって、とにかく我々市民が安心して医療を受けられると、そういうふうに私も応援したいと思っております。

2 点目も同じような質問になるのですが、今回この病院だよりも、医療再編の市立病院についてというのが載っています。この六日町の新しい病院とゆきぐに大和病院の今後のことが書いてあります。本当に今まで大和病院がやってきた昭和 59 年から約 40 年近く、やはり地域の皆さん方から親しまれた病院であって、そしてやってきたのだと、そういうふうに私は思っています。

そうした中で今後 2 つの市立病院ができて、在宅医療・終末医療を最後までやっていくと、これは我々市民にとっては本当にありがたいことなのです。そのための市民病院でありますので、ぜひそうしてやっていただきたいと思っております。けれども、今回冒頭、初日の同僚議員も言いましたが、社説の中で医療の抑制というものが、私はやはりこれを見て本当に大変だなと。このままだと、平成 13 年度は医療費 39 兆 3,000 億円だそうです。それが年々増えて平成 14 年度には 40 兆円になり、団塊世代——我々がそうです——が 75 歳となる平成 25 年に 60 兆円を超えと言われております、と書いてあります。

そうした中で、政府は地域目標を設定することは地方に抑制圧力をかけ、必要な地域が受けられなくなる恐れがあるというふうに書いてありますが、やはりこれだけの医療費の中でこれから医師確保を頑張ってもらって、2 つあるが、これから我々の団塊世代のどんどん高齢者が増えている中で、やはり当然、両方をやっていただかなければならないのです。大和の皆さんが六日町に来るにも大変、我々が大和に行くにも大変。やはりきちんと 2 つの病院が本当に機能して、在宅医療・終末医療で最後まで面倒をみていただくというふうな中で、こういった記事が出たわけでありまして。市長は改めて、やっていかれると、大丈夫だと——市長も来年に

なればあと残すところ1年になりますよ。私は市長からずっとやっていただければ、恐らく心配ないのだろうというふうに思うのですけれども、そういったきちんとした決意というものが、やはりこれから必要だと思うのです。その点についてももう一度お願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 地域医療について

医療費の増大といいますかこれは介護も同じでありまして、今のままのベースでどんどん進めば、さっきおっしゃったようにもう60兆円。60兆円などという医療費が、本当にどこから捻出されるのだろうかと思うくらいになるわけでありまして。そこで、抑制するというのは、当然患者さんも、年寄りだから自分は1割負担が当たり前だという考え方を持ってもらっては困るわけでありまして、2割あるいは3割とこの負担は避けられないと私は思っております。

そして、簡単に言いますと、くそっ皮むいたから病院に行かなければならない、とそういうこともやはり少しは改めていただかなければならない。それが医療の抑制につながるというのであれば抑制でしょうが、本当に自分で体調が悪くてそれを我慢しろなんてことは、国も我々も言うつもりはございません。ですので、適度な医療機関の受診というのは、これはきちんとやっていただくということだろうと思っております。

そこで、大和病院が今、議員からおっしゃっていただいたように、長年にわたって築き上げてきましたこの伝統、そして、この医療体制全国に名をはせたわけでありまして。それはきちんと基幹病院のほうにもその精神を注入してもらいたいということは、我々も知事から受けております。もちろん市立病院でありますから、それはきちんと受け継がれて、新しい市立病院と大和病院の中でそれを共有してやっていくということでありまして。

ただ、医療環境が、大きく変わる可能性もあります。と言いますのは、大病院、例えばうちのほうで言えば基幹病院ですけれども、一般外来的なものは余り受けつけないということを知っていたわけでありましてけれども、初診料を例えば1万円程度払えばそれを受けてもいいよというような方向に変わってきてつつあります。

そこで、基幹病院そのものが、1次外来から全部やりますよということになりますと、大和病院がではどういう役割を果たせるのか、これはきちんと考えていかなければなりません。たびたび申し上げておりますように、大和病院の部分については40床でまずはスタートして、その後基幹病院との連携の中で、本当に求められる大和病院の医療はどこにあるのか、これをきちんと確認しながら新しい大和病院の姿を見つけましょう、ということをお願いしております。

それは平成27年開院ですから平成28年に見えるのか、平成29年になるのかはわかりませんが、私も任期は28年であります。それ以降のことについて、もうそれで終わりだと言う方もいますいろいろなありますが、これはまあこちらへ置いて。自分のまずは任期のうちは責任を持ってこのことを成し遂げていくということでご理解いただきたいと思います。

○副 議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 地域医療について

はい、市長のその意気込みはわかりました。しかし、今後、地域医療が非常にめざましく変

わってきます。やっぱり魚沼基幹病院も開院してみなければわかりませんが、1次医療を受けるなんていうことは、まずしないでほしいと私は思っています。やはり、市民病院をきちんとした中で、そこで見た中で、基幹病院は2次、3次をきちんとやっていただくというような——そうして全部全てやってしまうと、1次医療でやっている開業医だとかそういった方も非常に、私は個人的にはそう思っています。こうした市長が平成28年まで任期中はしっかりやると言うのですから、ぜひ、その方向で間違いのない地域医療を2つの病院でやっていただきたい。これで2番は終わって、3番目にいきます。

地域包括センターでございます。うちの家庭の話になりますが、私も両親は93歳と90歳で2人ともおかげで健在、元気でありますし、おやじのほうはそれこそ4年くらい前ですか、介護認定を受けて1週間に2度デイサービスのほうへお世話になっています。お袋のほうは元気でうちの家事仕事をたまにやるくらい、非常にありがたい。そうやってやはり両親が元気でいられるから、私もいつもこうして議員をやったりいろいろなことをしていただけるということで、親にはありがたいとは言いませんけれども、ありがたいなとは思っています。

そうした中でこの包括センターが、また、包括センター、社会福祉協議会、デイケア、特養と、非常に連携がうまくいってやっているというふうなお話を聞いております。今はいいのですよ。先ほどちょっと市長もお話しましたように、これから2025年問題が出てきます。これは日本が変わる、地域包括システム、これは2025年には75歳以上が800万人、これは市長もわかっていると思いますけれども、高齢者世帯が20%から26%、うちなんかそれ以上になると思いますけれども。それに2050年には今までの介護を支えているのが1.2人に1人になると。そういう統計がやはり出ています。

そうしたとき、私の近くにも、介護をしながら仕事ができないで、そうして両親を支えている方が多くいます。これから、我々もそうでありますけれども、年々年をとってくれば病気にもなる、私も病気であちらこちら医者に通う機会が非常に多くなっているのですが、この包括システムがまた今後、今のやり方——この前の資料をいただきましたら、臨時を入れても全員で17名で今はやっていますね。果たして、委託をしないでこのまま今の包括システムでやっていけるのかなと私はちょっと疑問に思って、この包括センターの質問をさせていただいたのです。

これからの若い人は、きちんと仕事ができるシステムにさせていただかなければ、やはり大変な問題にもなる。それにはこの地域包括センターがきちんとした土台と言っては悪いけれども、きちんとした中で取り組んでいかなければ、今後大変だなというふうに思っているのですが、もう一度その点について市長、お願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 地域医療について

これは議員のおっしゃるとおりでありまして、大変なのです。それで介護施設そのものを、もうちょっとはつくりましますけれども、もうどんどんつくるという状況ではないわけです。それをやりますと介護保険料がどんどん上がるというジレンマでありまして、厚労省のほうも今ま

では個室化ということが、今度は個室だったものを相部屋にするための改修費用もまた補助するとかということで、そういうある程度安価な介護施設も、これからまたできていくのだろうと思っております。

介護施設に入れる方、これは何とかそれでいいわけですがけれども、在宅介護が24時間のヘルパーをいつでもご利用いただけますということ、去年からかことしから……去年始めたんですね。始めたのですが、地域性もありまして、なかなか夜の夜中に自宅に他人が入ってくる、このことが大きなネックだろうと思っております。しかし、そうは言われていられない。そのために家族が眠れない、あるいは仕事もできないということになりますと、本当に大変なことでありますから、今、触れましたように、来年度からの第6期介護保険計画と合わせて、地域包括ケアシステムの構築をどうすべきか、これを今、策定中であります。この中で何せ今議員がおっしゃったような悲惨なことにならないようなケアシステムを考えていかなければならないわけであります。

しかし、意識も少しずつ我々も変えていかないと、全てさっき言いましたように介護施設に入居というわけにはなかなかいかない部分があります。自宅で介護するには自分が仕事までやめなければならない、こういうジレンマも出るわけです。それを解決するための24時間在宅介護とか、こういうシステムも導入しながら、我々も少しずつ意識を変えてそれを喜んで受け入れるという方向に持っていかないと、この包括ケアシステムそのものも医療やそういうものは別にいたしまして、介護部門ではちょっとつまづく恐れが出るのかなという気がしております。その辺をきちんと考えながら、万全の体制を取れるような計画を今、準備をしているところであります。まだ私はその成案も見ておりませんが、これらをまた見た中で議員がおっしゃったような心配がどこに出てくるのか、これらも含めてまた検討していかなければならないと思っております。

○副 議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 地域医療について

市長はこれからまた検討していくというお話であります。今の包括センターを全国的に見ますと、委託されている割合が非常に多いのです。委託が70.3%だそうです。直営が約30%。全国的に見るとそれだけ委託が多いということは、やはり直営よりもやりやすくやっているのではないかと。私たちのところは、今はいいですよ。今はいいのですが、これから先を考えたとき、なかなか今の人数で、臨時を入れて17名ですけれども、本当にこの広い中、ましてや市立病院が2つできて、これからきちんと介護やまた医療をやっていく中で、何か負担が多くなるのではないかなというふうに、まあ、私はそういうふうに感じます。やはり委託先をきちんとして、その中できちんと管理していく。そのほうがいいような気がしているのですが、市長、その点についてはどうですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 地域医療について

これはもちろん、社協も含めた皆さん方と連携していかなければとてもできるものではありません。

ません。市でヘルパーさんから全てをみんな市の職員としてやっていくなどということは、なかなかできることでもありませんので、この第6期の中でもそういうことも十分活用しながら、介護計画あるいは高齢者福祉計画を立てていくということでもあります。今、議員のおっしゃるとおりで、利用できる部分はきちんと利用させていただかないと、市の単独で全てができるということは難しい。でき得ないということでもありますので、その点は同じ認識であります。

○副 議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 地域医療について

では、3点目はぜひ検討して、我々の介護予防がきちんとできるように、ひとつまたよろしくお願ひしたいと思っています。

続いて最後の4点目であります。先ほどの総合診療医の問題ですが、これはもう一言に、これから平成29年度からこういった総合診療を大和が考えておると。先ほど私も壇上でちょっと話したのですが、本当にこの病院の問題、多くの患者さんが病院に行っています。私もたまにちょっと両親を連れていったり自分でも行ったりすると、市長も言われましたように、話を聞くと、自分ではどこが悪いのか、どこへ行ったらいいかわからないという患者さんが結構いるのですね。頭が痛かったり、喉が痛かったり、肩が痛かったり、どこへどういうふうか。このことは全国どこでも高齢者になればそうだと思いますけれども、この総合診療医というのは、なかなか県下でも総合診療科というものを設けているところは、まだ少ないと思います。

本当はたまたまこの魚沼基幹病院で、そういった総合診療科の指導や研修ができる。その一番近いところにいる市民病院でありますので、ぜひ、平成29年とは言われませんが、できるだけ早くそういった総合診療科というものを設けていただいて、市民が安心して行かれる病院を築き上げていただきたいと、そういうふうに思っています。最後にもう一度、市長答弁をお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 地域医療について

おっしゃるとおりでありまして、それで先ほど触れましたように、現在ゆきぐに大和病院で自治医科大学本院の作成します総合診療専門研修の研修施設にゆきぐに大和病院がなっているわけでありまして。そして、自治医大の附属の埼玉医療センターの研修施設としても、近い将来位置づけられる見込みだと。ですので、こういうことの中で今いらっしゃるお医者さんも含めて、新しいお医者さんも含めてですけれども、この総合診療科——科は今お医者さんさえいれば設けられるわけでありまして、専門医、この育成に力を注いでいかなければならないと思っております。もちろん、基幹病院ともきちんと連携をしながらということでもありますので、よろしくお願ひいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

〔午前11時03分〕

○副 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

○副 議 長 質問順位 22 番、議席番号 11 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 23 人でゴルフに行けば、多分私はブービーなのでしょう。22 番です。議長のすばらしい抽選には感謝を申し上げます。

8 月 23 日、六大学オールスター戦に大変感動いたしました。選手、応援団、観客の三位一体の動きには涙が出るようでした。特にチアリーダーの人たちを見ますと、市内の女性には嫌われないように言いますが、才色兼備という言葉は以前からわかっていました。目の当たりにしたのは初めてでした。ウドの大木の私にとってはうらやましいと同時に、お金で買えるものなら 40 年前に帰りたい。切実に本当に帰りたいと思いました。しかし、現実には許してくれません。40 年後の私は何の因果かこの壇上に立つことになっていました。

また、地元中学生の吹奏楽部の演奏にも感動いたしました。六大学の応援団に負けることなく、すばらしい演奏をやってくれました。中学生にとって一生の中で大きな感動を得たことと、お金では買えない大きな経験をしたものだと思っています。地元に立派な野球場があることで、いかに地域の人たちに大きな感動を与えることができたか実感いたしました。ぜひ、もう何度が来ていただきたいものです。多くの市民が選手・応援団へのおもてなしの心で接したと思います。このことを踏まえて質問をいたします。

1 市内のホテル・旅館の「おもてなし」について、市長の考えを伺う

1 番、市内のホテル・旅館の「おもてなし」についてであります。美人のアナウンサーのように「おもてなし」をうまく言えるわけではありません。私が言っても何の価値がなさそうです。市内のホテル・旅館全てとは言いませんが、お客さまへのおもてなしはどうだろうか。観光の活性化は市にとってもかえがたい産業だと考えています。市や観光協会としても常にいろいろな面で啓発していくことが大切だと考えます。

おもてなしとは、料理ばかりではないと理解している上で、特に料理について考えます。我々しばしば宴会等で地元の割烹やホテルを利用するわけですが、箸の進まない料理が出てきますと怒りを覚えます。今の立場でなかったら、皿を投げつけるかもしれません。気持ちのこもらない料理、レトルトとすぐわかる料理、プライドを持って料理をしているのか考えさせられます。

我々が我慢したとしても、宿泊者にも同じような料理であれば失礼な話です。自分が宿泊したらどういうことを望むのか、その望みを宿泊者に提供すれば、何の問題もないわけです。割烹という言葉は、割主烹従と言います。切り刻むことは主で煮炊きは従の従うということで、この意味を深く理解することです。心のこもった料理を日ごろから提供することによって、客足も増えてくるものと確信しています。

夏に中学生が体験で私の家に宿泊しました。きのう泊まったホテルでは、噛みきれないイカリングの揚げ物が出ました。鈴木さんのほうがいい、うれしいことを言ってくれました。中学生だって普通のお客さまです。ホテルと呼ばれる施設ですが、情けない話です。何年前、知り合いの退職祝いの際、いいホテルを紹介してくれということで、ここなら大丈夫と紹介し

ました。退職祝いということでお金はそれなりに払ったわけですが、裏切られました。また、仕方なく追加で料理を頼みました。宿泊施設はすばらしかったのですが、もう二度と行くことはないと思います。来ていただいた人に、もう一度来ていただきたいと思うこと。皿の上の料理が残っていたら、なぜだろうと考えるのが提供する側のプライドではないでしょうか。

利益を求めるのは当然ですが、来ていただいたお客さんがどの程度満足していただいたかを考えることが第一だと考えています。もうけなければ経営が成り立たない、そこで手抜きをする、客足が増えない、これは負の連鎖だと考えています。例えばデフレスパイラルのようなものでしょう。

原点に返ってもう一度おもてなしとは何か、お客さまには自分が泊まったら何を望みたいかを考えていただきたい。そのためには、市あるいは観光協会も啓発に一役買えるのではないかと考えていますが、市長の考えを伺います。以上で壇上からの1番目の質問を終わります。

○副議長 鈴木 一君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 1 市内のホテル・旅館の「おもてなし」について、市長の考えを伺う

鈴木議員の質問にお答え申し上げます。いま議員のおっしゃったことはいちいち全てごもつともでありまして、そのことに反論する余地は全くございません。答弁ですから反論してはならないのですけれども。

そこで、我々がいろいろ調査の結果だけをまずは申し上げますが、2013年じゃらん宿泊旅行調査、これはリクルートですけれども、これによる新潟県の評価につきましては、延べ宿泊旅行者数が推計で314万人、全国17位、関東ブロックからの来訪者が55%、甲信越・北陸ブロックからが27%、個人旅行がやはり90%を占めている。リピーター率が74%ということでありす。

宿泊数は増加しておりますけれども、まだまだこれでいいということではない。そして、温泉で選ばれている割合が41%で、全国平均の31.5%より約10パーセント高い。旅行後の来訪者の総合的な満足度は80%、全国27位であります。「地元の人へのホスピタリティ」、「食」に対する評価が全国平均よりやや高く、「宿泊施設」「若者・大人スポット」「現地アクセス」に対する評価が若干低い状況であります。

県が実施いたしました平成25年秋、平成26年冬に県内の温泉施設観光地を訪れた人を対象にした県の観光地満足度調査中間報告がこの8月に出たところでありまして、これによりますと、温泉地等に対する総合満足度は88.4%、県平均のリピーター割合は51.5%でありました。我が市内で温泉と言っております六日町温泉のリピーター率は、県平均と同じ51.1%となっております。宿泊施設に対する総合満足度は89.4%となりまして、前回比0.3ポイントの増加ということでありす。

この調査対象が従業員10人以上の宿泊施設124件であります。この圏域で101人以上250人以下の施設規模別の総合満足度上位5位までに入っている施設も、この管内に1件あったということでありす。

観光協会では平成26年10月1日から11月23日までの南魚沼温泉郷「コシヒカリの宿、泊ま

っていいね！」これをキャッチフレーズのキャンペーンの実施を今、予定しているところであり、内容等については省きます。このキャンペーンに参加している施設が、温泉旅館 20 施設、石打丸山観光協会、舞子観光協会、上越国際観光協会、六日町観光協会、大和観光協会、この 5 協会です。こういうキャンペーンに積極的に参加していただきたいと思っておりますし、各事業者におきまして、やはり地元のコシヒカリ、地酒、きりざい、これらの食材をお客さまに提供していただくということがまずは大事だろう、そして「割烹」の意味をよく理解いただくことが大事だろうと思っております。

市も、観光協会もであります、おもてなし向上、あるいは人材育成の研修も行われておまして、ほかとの差別化、あるいは価値観これらに工夫をされている施設もあります。県の温泉旅館ホテル組合により「にいがた朝ごはん」「にいがた地酒の宿」「にいがた旅館街スイーツめぐり」のプロジェクトも行っているところであります。

市はこの観光協会等への情報提供あるいは研修支援を行っておりますし、民間事業者で行っている企画、これらも関係事業者へ周知をしているところであります。今後もこういう事業支援を続けながら、議員がおっしゃっていただきました特に食に関する満足度、そしておもてなしのいわゆる気持ちですね、これをもっともっと向上させていかなければならないと思っておりますので、また専門的な知識もございます鈴木議員からも、ご提言も含めていただければと思っているところであります。以上です。

○副 議 長 11 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 1 市内のホテル・旅館の「おもてなし」について、市長の考えを伺う

リクルートの調査は以前にも聞きました。評判が非常にいい、特に六日町温泉は上位にランクされているという話は聞きましたけれども、どうも我々が行ってみるとそういう雰囲気かなという気がしてなりません。全くなりません。行政と、例えば観光協会、地元の経営者等のやはりそういう懇談会みたいなものが定期的にでも、そういうクレームがあった、こういうものがあつた、どういふものがあつた、ではそれをどうやっていこう。ある程度商工観光課なりがリーダーシップをとってやっていければ、私はいいと思いますけれども、リピーター率が半分くらい。ならばそれを 100 にするにはどうしたらいいのかというような内容の、そういう機関をある程度立ち上げていって——それだけではありません。スキー場のスキー観光についてもそうですけれども、そういうものを立ち上げていく気がおありになるかどうかお伺いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市内のホテル・旅館の「おもてなし」について、市長の考えを伺う

今実際に、市と観光協会で実施しております事業が、おもてなし研修、おもてなし向上セミナー、これは 2 回開催しておりますし、ムスリム観光客——ムスリムとは何だ……（「イスラム教」と叫ぶ者あり）——観光客の受け入れ研修会ということ。平成 25 年度もこの人材育成セミナー、観光地域づくり人材育成研修会。平成 24 年度も同じようなことをやっているわけですが、研修あるいは育成はもちろんそうでありますけれども、議員がおっしゃったように、その評価をきちんと我々も調査する中でその数値をとって、こういうところがやはり欠けてい

るとか、ここはすばらしいとか、こういうことをやはりやっていかなければならないと思っております。今そういう体制がどこまでどう浸透しているかというのは、担当の部長、課長どちらか——担当部長でちょっと説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○副 議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 市内のホテル・旅館の「おもてなし」について、市長の考えを伺う

特に観光協会等になるわけですけれども、いわゆる定期的なそういう懇談会とかというのは、現在開催しておりません。当然、個々の事業所さんとの内容ということになると、なかなか場の設定といいますかそういったものが困難な部分もございます。いわゆるそういった業界を包括する観光協会とかそういった部分がそれぞれの地域にもございますので、そういったところで実際の情報共有という部分は今後していかなければならないというふうに思っております。

先ほど、前回の質問の中にもありましたけれども、商工会のほうではそういった懇談会を持つというようなことが始まっておりますし、同じようなことでやはり関係する協会のほうと団体のほうと、情報共有を進めながら、よりおもてなしといいますかを進めていく、共有していくということが大切であると思っておりますので、そのような機会を設けていくということ、これからしていきたいと思っております。以上です。

○副 議 長 11 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 1 市内のホテル・旅館の「おもてなし」について、市長の考えを伺う

では、市がリーダーシップをとって、何らかの形でやっていくと理解していいのでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市内のホテル・旅館の「おもてなし」について、市長の考えを伺う

市が、ということになると思います。観光協会といってもやはり市がそこに加わらなければうまくありませんので、観光協会と連携をとりながら、主導は市ということだと思います。

1つお願いといいますかがあるのですけれども、実は宿泊関係の皆さま方が、率直な数字を出していただけないということが、今までずっと問題点でありました。例えば宿泊者数とか、売り上げまでは別にしても、そういう部分をなかなか提供していただけないというちょっとジレンマがありまして、今、観光協会のほうではそういうことでは困るからということで、それぞれの皆さんにお話はしているそうであります。まさに率直にいいことも悪いことも出していたかかないと、我々が100%把握はできないということですので、その辺も含めて市で主導してければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副 議 長 11 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 1 市内のホテル・旅館の「おもてなし」について、市長の考えを伺う

確かに、特にスキー場関係ですと税金関係で割に数字を出したがない人がいますけれども、ある程度単協あたりにきちんとお願いをして、全て名前を出さないような形で数字をあげてくださいということであれば、ある程度出るのだらうと思っております。

同僚議員のホームページをこの間見させていただきました。失礼ですが、この値段でこの料理が提供できるのか、感心させられました。私の地元でも前駐日中国大使、おおきさんでしよ

うか……（「王毅さん」と叫ぶ者あり）王毅さん、この方が何年も小さな旅館に泊まりました。なぜかと言いますと、ホームページ、「YAHOO!」にも載るほどの素晴らしい料理を出します。旅館ですからホテル並みの値段でもないですし、それほど大物が来てくれるというような旅館——警備の都合で小さいところがいいのかどうかわかりませんが、5年くらい来ていただきました。家族で来ていただきました。そういうことも参考に、特にホテルですが、もてなすということはどういうことなのか。実際我々が行って箸の向かない料理は、本当に情けないと思います。

ぜひとも、市が先頭に立って、出た言葉についてはきちんと話し合いをするなり、改善を求めたいと思います。坂戸橋のあの通りが、肩がぶつかるくらいに人が来るような形になれば、私はいいかと思っています。それがひいては市の市税等に反映してくるのだろうと私は思っていますので、よろしくお願いします。これは終わります。

2 登川河川公園の利用について伺う

次に登川の河川公園の利用について伺います。河川公園はサイクリングロードの一環としてできたというふうに聞いております。今では夏の一時期、長大橋の下では多くの人たちが川遊びやキャンプに訪れています。南魚沼市を県外に発信するには、素晴らしい場所だと思います。しかし、地元の人たちは誘客にはどうつながるのか疑問に思っています。水はただ、トイレは使い放題、残るのはごみだけ。これはいかがなものでしょうか。多くの方は県外から車で来ます。飲み物・食材は市内ではなく地元で調達して持ってきます。特に混み合うときは駐車場もありません。お客さんを連れていくには、前の日の晩か早朝にシートを敷かなければなりません。地域のよさを広く発信はできますけれども、果たして何かメリットがあるのか考えさせられます。

場所としては都会にないきれいな水、カジカなどの魚が住み、素晴らしいところだと思っています。自分のところでもリピーターが増えていて、必ずまた来ますと言ってくれます。特にカジカ取りなど教えますと、子どもたちは一日中カジカを追っています。

現状を考えますと、地元が誘客や子ども会の行事等で使いたいときに、非常に不自由があります。また、市職員がごみ片付けをするということは、要はごみを置いていくだけというわけです。有料にするにしても管理の面で誰がやるのか、誰を有料とするのか、非常に難しい問題だと思います。また、広い公園ですので、どう管理していくのか。これも難しいことだと思っています。水はもうとめてしまうのか、地元優先で使用していくにはどうしたらいいのか。これは私にもきちんとした考えがありませんが、市として研究をしていっていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 登川河川公園の利用について伺う

鈴木議員の質問にお答え申し上げます。今おっしゃっていただきましたこの公園につきましては、ご承知かと思いますが、市の都市計画公園条例に基づき設置管理をしている公園でありまして、都市公園法という法律の中で「都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福

祉の増進に資することを目的」と、こういうことでありますので、簡単に言えば誰もが利用できる公園、そして位置づけているところであります。

この公園は河川敷を利用した公園でありまして、河川法による占用許可を受けて設置した公園でもあるために、特別な遊戯施設やあるいは運動施設、教養施設がある場合は別にして、水道、トイレにつきましては、使用料の料金を徴収することはほとんどできなくはないですけれども、不適當だということです。

今、議員からご指摘がありましたように、混雑時は日陰となるあの橋の下ですね、これは本当に人気がありまして、前の日からブルーシートをして場所取りを行っているという状況も見受けられております。

この公園利用者は、大体自家用車での利用が多い状況でありますけれども、これもご存じだと思いますが、市内のホテルあるいは旅館・民宿の皆さん方が、宿泊客をバスで公園まで送迎している状況も相当見受けられるところでもあります。また、夏休みの期間は、帰省したお客さまの利用も多く、本当ににぎわっているところでもあります。これが市の公式ウェブサイトでも当然ですけれども紹介しておりまして、夏場における観光スポットの1つとして本当に評判がいい公園でありました。ですので、観光の誘客にも十分貢献しているというふうには考えております。

それから、この市内での植栽的なこともちょっと触れたと思いますけれども、数年前まで地元有志によります活動団体で上田地区の花壇、花の植栽によります美化運動、あるいは地区内の見どころなどを案内いたします看板設置活動に取り組んでいただいております「上田活性化会議・上田でできることは上田で」こういう皆さん方が、利益金で活動資金を賄うことを目的として、商工会上田支部などと連携して河川法の各種行政手続を市が行って支援しながら、公園利用者への食材、いわゆるそこで物を売るということですね、あるいは飲料水、あるいはお土産、これらの販売提供をする取り組みを行ったことがありました。

しかし、売店の売り子の人件費がかさんだというか、いわゆる十分に利益が出ないということで、3年前で取り組みから撤退をしているということでありました。非常にうまく利用すれば県外客であっても、相当の部分が出るとは思いますけれども、なかなかそこまでいかないということで、夏季期間中、自然・水と親しめる公園で魅力は非常にあるということです。誘客に効果を上げているということですので、市民に特化した部分というのは、なかなかこれは設定をしづらい。今のところは料金徴収ということまでは考えていないということでもあります。

それから、橋の下の混み合う部分につきましては、湯沢砂防事務所とも連携しながら、滝谷橋付近にも水と親しめる場所を確保できないか、今、協議を進めているところでもあります。ですので、利用形態をどう見直せと言われても、これがなかなかでき得ない状況でありますので、現状の中で、ごみとかそういうことについては、モラルの徹底をきちんと呼びかけて図っていただくと。でき得ればこの上田地区の皆さん方が取り組んだような、そこで市内のどなたかが、利益を上げられるような形で物品販売等もしていただくと、これは本当にありがたいと思っております。以上でございます。

○副 議 長 11 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 2 登川河川公園の利用について伺う

確かに毎年あそこへ私も行きますが、上田地区の商工会の方でしょうか、一時物品販売をやりましたけれども、1年くらいで多分やめたと思います。それほど県外者は地元をほとんど利用していない、置いていくのはごみだけだと。これについては非常にちょっと違和感を感じるわけです。水についても、あそこでキャンプをする人以外というのは、そう必要のないものだと思いますし、トイレはこれはないわけにはいきませんので、河川法と都市公園法で縛られているということになると、これ以上何も言えませんけれども、何せとにかく市に何のメリットがあるのか。

我々がお客さんをあそこへ連れていくのは、十分それは問題ないと思っています。各地区から、姥島であろうがいろいろなほうからバスで来ています。その辺、法律というのはただし書というのがあるのですが、「ただし」という部分にそういうものは載っていないでしょうか。建築基準法では「ただしこの限りではない」というのがあるのですが、どうも納得できないところがあります。あの公園は、地元にかかなりの部分は貢献しているのだらうと思います。ただ、あそこでキャンプをする人などを見ていると、ほとんど地元には貢献していない人だらうと私は考えていますけれども、その辺の法律の解釈を、うまくできないものかと思っていますが、いかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 登川河川公園の利用について伺う

議員がおっしゃるように、法律にも抜け穴がある、抜け道があるということは、大体あるわけでありましてけれども、例えば抜け道があったとして、では料金徴収しますと言ったときに、あそこの利用者が激減する恐れがまず1つあるということと、それからでは、どうして見分けるかということですね。見分け方、この辺が大きなネックでありますし、そのためにかかる費用というものも相当なものでありますので、とにかく旅館やホテルの皆さん方がお連れいただくときには、そういうことも徹底していただくようにまたお願いもします。おいでいただく方には結局は呼びかけ、注意喚起ということ以外にないわけですので、その辺を上田の地域の管理していらっしゃる皆さん方とも相談しながら、とにかく汚さない、このことだけはきちんとまた徹底をするように市としても一生懸命協力してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。都市公園法による公園で、市が管理ということになりますので、管理者は市でありますので、それらも含めてきちんとした対応を取らせていただきたいと思いますと思っております。

○副 議 長 11 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 2 登川河川公園の利用について伺う

有料・無料というのは、その判断は地元は当然無料で使うべきだし、まるきり地元でメリットがない人は有料にしないよというのが、私の考えです。でき得れば、そういうふうなうまく管理の仕方ができれば、あそこでどの程度県外の人に来ていのかちょっと把握するのは難し

いかかもしれませんけれども、その辺の情報も得ながら研究をしていただきたいと思います。ぜひとも研究してください。終わります。

○副 議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は午後 1 時 10 分といたします。
〔午前 11 時 50 分〕

○議 長（関 常幸君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 質問順位 23 番、議席番号 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 皆さんご苦労さまです。議長から通告の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。通告に基づきまして日本共産党を代表して井口市長に質問をいたします。

1 障がい者の就業生活支援の前進を

大きな第 1 項目であります。障がい者の就業生活支援の前進をと、これが大項目であります。ことし日本政府が批准した障がい者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しております。障がい者が安心して暮らせる社会は、全ての人に生きやすい社会であります。

それを体現している町がございます。北海道伊達市であります。その取り組みを皆さんにご紹介したいと思います。それは伊達市内にある北海道立太陽の園から出発をしております。この太陽の園は、昭和 43 年 8 月、精神薄弱者の厚生援護施設として入所定員 400 名で開設をされました。開設当初この施設は、コロニー計画といって一般市民の居住区域から離れた遠い場所、居留地施設でありました。しかし、当時の先生方、指導員の情熱によってその殻を打ち破り、町まで障がい者とともにおり、市民と触れ合う取り組みを続けてきたわけであります。これが今日の園のスローガンであります「閉鎖的施設にはしない」、ここにつながっているわけであります。

こうした努力を通じて障がい者と市民との接触・融和が図られました。町を歩くと障がい者が市民の中に溶け込んでいる光景がかいま見えるわけであります。行政と市民が力を合わせ、英知を集め、一貫して障がい者支援に取り組んできました。このことを通じて障がい者のみならず、一般市民、健常者にとっても住みやすい町として、市外からの定住者が多いのも特徴の自治体です。

全国の自治体が人口減が続く中でこの市は、一定の人口を維持しております。障がい者が安心して暮らせる社会は、全ての人に生きやすい社会。昨年、南魚沼市では市立の総合支援学校が開校しました。これまでのこうして取り組んだ努力、そして成果を土台にした障がい者の生存権が保障される市制に向けて、さらに前進する必要がある次第であります。

次に障がい者支援について以下の点について伺います。(1) 番目は、障がい者の願いは社会とかかわっていききたい、これについての市長の見解を伺います。(2) 番目は、精神障がい者への特別の支援対策が必要と考えますが、所見を伺います。(3) 番目、障がい者が事業主と雇用契約を結ぶという特徴を持つ就業継続支援（A型）これを増やす対策について伺います。あわ

せて市立総合支援学校、1年以上経過していますけれども、今後の前進方向として出店を検討するべきと考えますが、所見を伺います。(4)番目、グループホームと書いてありますけれども、これは障がい者グループホームの増設が必要と考えていますが、これについても所見を伺いたいと思います。

以上4項目について演壇での発言、質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議 長 田村眞一君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

田村議員の質問にお答え申し上げます。今、議員から述べていただいたとおりであります。本年1月20日に批准して2月19日に発行いたしました、障がい者権利条約は、障がい者の人権と基本的自由のこの享有を確保して、障がい者の固有の尊厳と尊重を促進することを目的というふうにごうたわれております。そのまた義務も規定をされているところであります。

この批准によりまして、障がい者の身体的自由、あるいは表現の自由の権利、教育や就労の権利が促進されるということでありまして、障がい者の権利実現に向けた取り組みが一層強化されることは申し上げるまでもないところであります。もとより、南魚沼市では、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指しまして、第2期南魚沼市障がい者計画、これは24年度から29年度までであります、これを策定しております。この計画に基づきまして、地域の方々が障がいや障がい者に対する理解を深めて、また理解を広めていただくための広報、福祉教育、ふれあい交流事業、これらを通じて地域でのかかわりを深めていく取り組みを今、進めているところであります。

また、働く場を確保するために、ハローワーク南魚沼と連携しながら企業の法定雇用率の順守に向けた障がい者就職面談会、あるいは障がい者就労支援セミナー、これらの取り組みに協力するとともに、魚野の家などで実施しております就労移行支援事業につきましても支援を行っているところであります。こういう取り組みで、1人でも多くの障がい者が社会活動に積極的に参加できるよう支援をしていくということでありまして。

障がい者支援の支援対策、精神障がい者への支援対策であります。この精神障がい者の皆さんの就労支援につきましては、先ほど触れましたハローワーク南魚沼が中心となって職業相談、職業紹介、あるいは障がい者向け求人開拓等を行いながら、求人の確保に努めているところであります。

昨年の4月から障がい者の法定雇用率が引き上げられまして、民間企業1.8から2%、国・地方公共団体2.1から2.3%となったところであります。このようなことから、雇用率未達成事業主に対して重点的に指導し、雇用率達成の取り組みを進めております。ちなみに市の法定雇用率は平成26年6月1日現在で2.66%となっております。

現在、精神障がい者につきましては雇用義務がなく、法定雇用率の算定基礎に入っておりませんが、算定特例として実質、障がい者雇用率に算入をされているところであります。平成30年4月1日からは、精神障がい者も法定雇用率の算定基準に含まれ、義務化される計画となっているところであります。

県では、平成 25 年 6 月 1 日現在の実質雇用率の平均が 1.65%で、全国平均の 1.76%を下回っているということでありまして、「障がい者雇用促進プロジェクトチーム」を「新潟県雇用促進プロジェクトチーム」に改編しまして、労働局、新潟県、経済団体等の関係機関が一体となって平成 28 年 6 月 1 日には実質雇用率が全国平均を上回ることを目標に取り組みが強化をされているところであります。

こういう状況の中で精神障がい者雇用の大きな課題といたしまして、雇用する企業側の雇用主をはじめ、上司・同僚の障がいへの理解や配慮が特に必要なことがあげられているところであります。精神障がい者の皆さんにつきましては、定期的な受診を必要とすることが多いために雇用主の理解が不可欠ということでもあります。

また、就労継続のために職場と障がい者を結びますジョブコーチの重要性が高まっております。現在、市内にジョブコーチがないために、ハローワークと十日町市にあります「障がい者就業・生活支援センターあおぞら」との連携の中で、ジョブコーチを派遣していただいております。しかし、このジョブコーチそのものの人数が非常に少ないために、十分な支援が受けられないのが現状であります。そういうことから「障がい者福祉サービス事業所」あるいは「相談支援センターみなみうおぬま」これが就労先と障がい者のパイプ役として双方の支援を行っております。

市といたしましては、精神障がい者が通う障がい福祉サービス事業所に対しまして、障がい者優先調達推進法に基づく支援を積極的に進めるとともに、1人でも多くの精神障がい者が企業に雇用されるように、ハローワーク障がい者就業・生活支援センター、あるいは障がい福祉サービス事務所、これらの関係機関と協力しながら支援に努めてまいりたいと考えております。

なお、この皆さん方のスポーツの祭典でありますスペシャルオリンピックス平成 28 年 2 月でありますけれども、新潟市と我が南魚沼市を主会場に開催されます。これらも障がい者の皆さん方にとっては就労と直接関係あるか否かは別にいたしまして、非常に健常者の皆さん方との交流も深められ、あるいは障がい者同士の交流も深められる大きな祭典だと思っております。

それから、就労継続支援（A型）これを増やす対策であります。就労継続支援には雇用契約に基づく就労が可能であるものに対して行うAと、それから雇用契約に基づく就労が困難なものに対して行うBがあるわけです。市内にはB型事業所が3か所ありますが、今、A型事業所はございません。そこで、市内から近隣の他市町にありますA型事業所に通っている方は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 11 人となっております。

制度上、このA型事業につきましては、移行支援事業よりも人員や報酬単価が低く設定されておまして、B型事業と同じ人員や報酬単価で雇用契約に基づく就労、すなわち最低賃金の保障を行うこととなっております。これだけでもA型事業の困難性がうかがえるところであります。さらに雇用契約に基づく事務と総合支援法に基づく事務が必要となりまして、運営上の事務量が過剰に発生するという状況があるわけでありまして。

そういうことの中で、A型事業は社会福祉事業を行う法人あるいは企業にとってハードルが高くなっておりまして、県内の状況も平成 25 年度末でB型事業所 190 施設に対しまして、A型

事業所は18施設しかないというところであります。

現在、次期第4期であります。障がい福祉計画、これは平成27年から平成29年、策定のためのアンケート調査をしておりますので、就労移行A型、B型の各事業所のニーズの調査結果に基づきまして、必要なサービス量を市の自立支援協議会において検討しながら計画を策定してまいりたいと考えております。

総合支援学校として出店の検討ということであります。総合支援学校は教育機関でありますので、出店をするというようなことではなくて、企業等での現場実習という形で今、取り組みは行っております。障がい福祉サービス事業所これらが出店することは可能であり、先進地では公共施設の中に、障がい者雇用を目的に社会福祉協議会が管理し、NPO法人の運営により出店している事例も見られるところであります。市内では昨年4月にオープンしました「工房とんとん」がB型事業所でありまして、「すずカフェ able」これを営業し、工房とんとんでつくったパンをカフェで提供しているという、こういう取り組みも行われております。こういう障がい福祉サービス事業所などから今後も出店計画を相談されるということになりますと、当然ですが市としても支援をしまいたらなければならないと思っております。

グループホームでありますけれども、これはただ単に障がい者だけということになりますとちょっと違うかも知れませんが、グループホームそのものは桐鈴会が2か所、南魚沼福祉会3か所で運営しております。今32人の利用があつて空きがないという状況です。潜在的なニーズは高いと考えておりますけれども、市の「自立支援協議会 暮らし部会」において福祉サービス利用者や相談支援センターにかかわっている方への意向調査を実施した結果では、「すぐに入所できるか」この質問に対しまして、躊躇したりあるいは希望が二転三転したりするなど、利用にスムーズにつなげることが難しいケース、あるいは5年後、10年後の利用を希望するという方も多くありまして、増設に対しては今の段階では慎重な判断をせざるを得ないというのが実情であります。

また、急きょ利用が必要となる方が発生した場合には、他市町のグループホームの空き状況を確認しながら、利用調整を行うなどして対応を図っているところであります。これも次期、第4期であります。障がい福祉計画の策定においては、障がい者の親の高齢化の問題とともに精神医療機関の長期入院患者の地域移行を進めるよう、国が数値目標を設定するというところでありますので、その受け皿としてグループホームの整備が課題としてあがっているところであります。

現在、次期計画策定のためのアンケート調査を行っておりますが、その中でグループホームのニーズ把握も実施しているところであります。調査結果に基づき、今後、市の自立支援協議会におきまして、整備方針等の検討をしながら計画を策定してまいりたいと思っております。以上が現状でございます。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

1つずつ再質問をさせていただきます。最初に(1)番目でありまして、私が強調してきまし

たけれども、「障がい者が安心して暮らせる社会は、全ての人生きやすい社会である」という点で、北海道の伊達市を1つを事例にしたわけでありますが、その点での市長の感想をお聞かせいただきたいと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

伊達市さんの取り組みが先進的でありますし、歴史もあるということでもあります。すばらしいことだと思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

すばらしいという答弁をいただきました。その上で現状について認識を共有したいと思います。障がい者を取り巻く環境の変化についてであります。とりわけ昨今知的障がい児が増えているということを私は耳にしているわけですが、その点での最新の数字的な現状とその背景、その点をわかる範囲で結構でありますのでご答弁いただければと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

私が最新のそういう数の把握とかそういうことは、ここでは存じておりませんので、今わかればこの後、福祉課長がその数字の部分については答弁いたします。

背景であります。この知的障がい者が増えている。いわゆる今、教育委員会のほうにおきましても、簡単に言うと問題児、こういう人を増やさないためにいわゆる行政部局と協力しながら保育園のときから、子どもたちの特性を見極めながらいろいろやっているわけであり。非常にやはり専門的な目から見ますと、多動性とかそういう部分で増えている。ただ、それが精神障がいまで結びつくのか否かというのが、学校に入学しまして徐々に上がって行って、精神障がいとして認定をされるほどのところまで行っている部分ではないと、この部分はですね。議員のおっしゃる精神障がい者が増えているということについては、私は余り今そこまで感じたことがなかったわけですが、数字を聞いて多ければ、ああ、そんなになっているのかというふうに私も思うところありますけれども、まあいずれにしろ福祉課長に答弁させます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

それでは現在の障がい者手帳の所有状況について説明をさせていただきます。療育手帳、こちらが5年前、平成21年度末では419人、平成25年末450名ということになっております。同じく精神福祉保健手帳につきましては、5年前、平成21年度末が377人、平成25年度末が501人という数字になっております。以上でございます。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

今の福祉課長の話の中で、そういう背景ですね、教えてください。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

失礼しました。背景につきましては、こちらのほうはさまざまな制度改正によって、障がい者手帳こちらの制度が周知をされたということで認識しております。療育手帳のほうも若干数が増えておりますが、こちらについても掘り起こしのほうが進んだというような結果だというふうに認識しておりますし、精神福祉保健手帳のほうにつきましても、前は手帳の所有を躊躇する方も多くいられたわけですが、その辺の認識が進んできて現在は積極的に手帳のほうを取得しているという状況にあるかなというふうな認識でございます。以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

手帳が増えた数値及び背景につきましては、今、課長が答弁したとおりですが、保険の分野で若干わかっていることがありますので、それについて説明を加えさせていただきます。これはまだ研究の途中でありまして確定した内容ではありませんけれども、近年早期の妊娠傾向が強まっております、いわゆる望まない妊娠・出産というケースが多くなっております。そういうことが原因をして出産後にネグレクト、そういったものも含む虐待という傾向が強まっております。そういうものが子育ての段階において子どもに影響して精神障がい・知的障がい、そういったものを生んでいるという発表もありますので、全体の理由ではありませんけれども、一因になっているというふうに考えられます。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

ただいま報告がございました。私も調査をする過程の中で認識がちょっと深まったのですが、全体的には少子化——これはもう皆さん少子高齢化なのですけれども、全体の児童は減る傾向でございます。しかし、こうした知的、後発性の発達障がい、計算ができないLD学習障がい、自閉症のADHDというこういう専門用語が並んでいるのですけれども、知的障がい者が年々増えているということに私も認識を深めたところであります。

なぜ増えているか。今、説明があったとおり、1つは親の意識の変化というのが1つやはりあるわけですね。

2つ目は先ほど部長が言われたとおり、昔は生まれてくる赤ちゃん、私ども、私らの世代と言いますけれども、昔は生まれてくる赤ちゃんは大体3,000キロ——3,000グラム、失礼しました、3,000グラムだったのですよね。ところが、最近では2,000グラムということで、未熟児、昔でいえば未熟児として生まれてくるということを指摘する方もいらっしゃいました。

そして3つ目が、やはり社会が変わったということをおっしゃってました。地域のやはりコミュニティ、つながりが薄れて地域的支えが弱くなってきて、子どもさんが少ない、少子化ですけれども、親御さんに負担がかかって悩みこむというケースですね。この3つがやはり増えているのではないかなという報告でございました。こういう全体のこの障がい者を取り巻く環境の変化について、市長はどんなご感想をお持ちでしょうか。もう一度お願いしたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

今、社会全体の構図といいますか、これは障がいを取り巻くということに限ることではなくて、全体が大きく変化をしている。そしてエゴイズムが非常に浸透しやすく、伝播しているということです。ここが一番大きな問題だと思っております。それがゆえに地域のつながりも、子どもの数が少なくなるから薄れるという部分もありますけれども、今でもお聞きだと思えますけれども、保育園の子どもの方がうるさいと言って、近隣の住民が訴えるとか。この市ではありませんよ。そういう問題もあるわけでありまして、これは特段障がい者だけということではなくて、地域全体がちょっと異様な方向に変わってきているというふうに私は感じております。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

私はそういった意味で、ますますこの障がい者支援が本当に充実・拡充の方向、前進の方向が求められているなど。こういう指標から、また実態から見ても、そういった意味で（1）番目については、1つの締めとしたいと思います。

（2）番目に進みたいと思います。そういう中で、私があえて精神障がい者への支援をここで強調している点を皆さんにまたご説明したいと思います。私の知り合いのAさんという方を特定しますけれども、こういう方がいます。Aさんは精神疾患の障がい者手帳を持っていらっしゃいます。2年後には一般就業を目指すということで就業移行支援の作業所というか、そこに通っていたわけでありまして。しかしながら、単純作業でなかなか満足感が得られないと、仕事に対する充実感が得られないということで、本人の希望は一般企業でパソコンですよ、そうした高度な仕事がしたいと悩み続けておりました。

しかしながら、先ほどの報告にあったとおり、事業主ですよ。特に精神を患っている方に対する雇用主の理解がなかなかなかったり、職場の同僚との関係、人間関係もそうですけれども、そういう中で退職すると。その後、Aさんは残念ながら精神病院のほうに現在入院されているという状況です。

このように鬱ですね、統合失調症を持っている方で一般企業に就職しても、本人が実は自分がそういう病気を持っているのだということをやはり伏せるらしいのです。伏せる傾向が強いらしいのです。しかし、そういうものを持っているために、職場の中での和も含めて人間関係がうまく構築できずに退職するというケースが少なからず起こっているという現状です。そこで、こうした皆さんがこういう支援の対象から漏れていないかという、そして行き場を失って安心・希望を与えるようなやはり特別な支援が必要ではないかというのが、この私の思いであります。

そういう点で実は先ほどの報告のあったとおり、こうした皆さんのよりどころとして坂戸にある総合支援センターがあるわけで、そういう皆さんのいろいろな日常的な生活やあらゆる悩み相談場所ということで、そういう機能を果たしているわけです。けれども、実態はどうかと

言いますと、やはり体制が弱まっているというのを私は訪問して感じました。直接本人に会うということをやはり基本にしていますので、1人で何百人も持たされて、とてもではないけれども追いつかない状況と私は聞きました。そういう経過の中で、ぜひ体制強化ですね、強めるという点で体制強化、強める必要があると思いますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

総合支援センターといいますか、この部分での体制が弱体化しているということを、今、伺ったわけではありますが、私は今、初めてその話を伺いましたので、実態をきちんと調査をさせていただいた上で、これは真にそういう形があらわれているのかどうか、これを確認した上でまた検討してみなければならないと思っております。

別に変な調査をするという意味ではないです。きちんとした、そこで働いていらっしゃる皆さん方の言葉や実態がどうなのかというのを、私が今全く確認しておりません。部長のほうを確認をしていたらその確認状況をお話してもらいますけれども、それらをきちんと私も把握した上で、一気にこの話がぼんと出てきまして私も用意をしておりますので、今は何とも答えられないというところでもあります。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

今ほどの議員の相談支援センターみなみうおぬまの人員の関係の話でございますが、確かに今現在相談支援センターにおいては、今年度中に作成をする必要がありますサービス利用計画書というものを、障がい者全員分、今作成中というようなことで、こちらのほうへかなりの業務量が割かれているというのが実態でございます。

今後の体制につきましては、相談支援センターのほうが南魚沼市だけではなく湯沢町も含めて体制をつくっておりますので、湯沢町を含めた中でどういう体制が一番望ましいのか、これからまた自立支援協議会の中で1つの議題として、今後詰めていきたいということで考えております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

ぜひ、湯沢との相談の中で強める方向、そしてこの精神障がい者の1人でも路頭に迷わないような温かい支援を、望みたいと思っております。

次に(3)番目のほうに移りたいと思います。就業継続支援A型を増やすということで、これは先ほどの数字的な点でちょっと質問ですけれども、全県的な数字を述べられましたが、南魚沼市はどの点ですか。進んでいるのか、平均から言えば上なのか下なのか、AとBのその辺をちょっと教えてほしいのですけれども。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

このことは冒頭申し上げましたとおり、市内に就労支援A型はないということを申し上げました。B型が3か所あるというふうに申し上げておりますので、このB型の順位が県内でどの程度なのかというのは、担当課長に説明をさせます。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

県内のランクというようなことでございますが、ランク自体よりもこの南魚沼でどの程度のニーズがあって、そのニーズに対してどの程度の供給をされているかということが一番問題になるかと思っております。この辺の今回計画に当たりましてアンケートを今現在集計中というような状況でございますので、そのアンケート結果を把握した上で検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

わかりました。そこで、ここも私の問題意識ですけれども、A型が市内ではなくて、具体的には魚沼市にある魚沼わびさんと、もう1つは津南のサンファームの2か所にとどまっているというか、2か所ということです。私もここをちょっと訪問させてもらった中で感じる点ですけれども、やはりなかなか壁にぶち当たっているというか、最初やる前は期待したけれども、実際に実施してみるとなかなか苦労しているというのが実感であります。

ただ、ここをやはりもう一步打ち破らないとやはりいけないなど。そのために、ここで引き下がるわけにはいかない、と言うと変ですけれども、やはりそこでさまざまなA型事業所をもかく増やしていったら、そしてその中から蓄積ですよ、経験・蓄積を増やしていく。使う側から言えば、ともかくなかなか障がい者とのかかわり方に慣れないという問題もあるのですけれども、その辺でどう——企業は企業として利潤を追求する、これは当然です。それとの関係の中でやはりここを打ち破るという点で、対策についてもう一度質問したいのですが、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

これも先ほど申し上げたとおり、就労移行A型・B型事業所のニーズ、調査結果、これらに基づいて市の自立支援協議会において検討して、計画をまず策定していこうということであり、ニーズもきちんとした把握をしないと、ただ単にそういう例えば事業所ができたとしても、そこに就労する方がいなかったということでは困りますので、そのニーズ把握、今それをやっているところでありまして、来年からのこの計画に生かしていこうということでもあります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

はい、わかりました。市としてA型事業所への訪問はなされていると思っておりますけれども、ぜひ、そういった皆さんの意見、どの点で苦労されているのかというあたりを——じかに訪問をされていると思うのですけれども、その実態はどんなでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ちょっとお願いがありますが、一般質問は私に対する質問でありまして、今、課長や部長に質問するという事ではないわけでありまして。でき得れば通告をしてあるその大まかな範囲は結構ですけれども、この数値はどうだとか、実際こうやってみてどうだとかというものは、私のところへ上がってきているもの、上がってきているものがたくさんありまして、私がたびごとに、それは何々部長に、何々課長に答弁させますというのは、これは一般質問の形態とはなりませんので、ちょっとご理解をいただければと思うところであります。

これは議長の裁量でありますので、答えろと言えば福祉保健部長あるいは福祉課長に答弁をさせます。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

わかりました。次に移りたいと思います。次は総合支援学校の関係であります。特別支援学校のこれまでの取り組みの関係ですが、社会参加に向けて、働く経験を積むために年2回職場実習に取り組んでいるそうであります。平成26年前期では、福祉関係、スーパー、ホテル、本屋、保育園、クリーニング、製造業となっておりますが、出店の関係で先ほど市内では「すずカフェ」というところが切り開いていっているわけでありまして。昨日の一般質問の中で六日町駅周辺について閉店・撤退の状況との報告がありました。ですから、そういう現状とのマッチングですよ。やはり出店できる可能性があるのではないかと。街中に新たなにぎわいを呼び戻せるというふうには私と考えておりますが、その点の所見をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

この障がいの皆さん方の福祉サービス事業所、まあまあこういう出店的な部分について、そういう事業者の希望があれば、それは市としても支援を申し上げるということ先ほど触れたところでありまして。例えば、例えばこのすずカフェの皆さん方が、六日町の駅前のどこかにそれを出店したいと、こういうことであれば当然ご相談もありますし、市としても相応の支援をして出店に向けて協力していかなければならないと思っております。

これは市が直接やることはなかなかでき得ることではありませぬので、事業者がそれもニーズも含めてきちんとやっていく中で、さっき議員がおっしゃったように結局事業を始めるということは、利益が全然出ないのにやるということは、自分で個人財産をつぎ込むつもりでやる方はまた別でありますけれどもそうでなければ、なかなか事業として成り立たない部分もございます。その辺も勘案しながらそこに店を出したいと、福祉サービス事業所を建てたいと、運営したいという方がいらっしゃれば、当然先ほども触れましたように市として最大のご支援を申し上げるということでありまして。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

わかりました。次(4)番目に、グループホームの関係でございます。先ほどの報告という

か答弁の中で、潜在的な受け皿的などということでは障がい者の親の高齢化という、私もそれを調べの中で非常に感じているわけでありまして。親が健在という場合は実家に住まわれるのですが、親が亡くなられるということになってくると居場所がなくなるという、ここはやはり私も非常に一致しているところなんです。そういう意味でのこのグループホームは非常にニーズがあるということは、そこは一致している点であります。これはこれから実際にグループホームを増やす方向としての可能性ですけれども、例えば今、問題になっている空き家の活用だとか、公共施設で今、空いているところなどを有効活用するという可能性について、どんなふうにお考えか教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 障がい者の就業生活支援の前進を

現在もそれから将来もほとんど使う見込みがないという例えば公共施設ですね。例えばですよ。それは余り今はないのですけれども、学校が空いた部分はあるかもわかりません。

そして、民有の空き家を利用したい、これは特別何も規制することはありませんし、そうではないということもあります。今の一般的なグループホームもそういうことで活用しているというところも、グループホームばかりではなくてあるような気がしますので、それは全く支障にならないということだと思っております。ただ、設備や安全的な部分ですね。このことは相当配慮しなければならないわけでありましてけれども、それは支障になるものではないというふうに思っております。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 1 障がい者の就業生活支援の前進を

4つにわたって障がい者福祉、障がい者の問題、生活支援ですけれども、6月議会以降そういう機会に恵まれて、なかなか至らぬ点もあったと思っておりますけれども私なりに精いっぱい、ぜひ思いが少しでも伝わるようにということで、一生懸命取り組んだわけでありまして。また原点に立ちますけれども、「全ての障がい者が安心して暮らせる社会は全ての人々が生きやすい社会」に向けて、ぜひさらに、これまでの挑戦をしていただきたいということをお願いして、この第1項目は終わりにしたいと思います。

2 豪雨災害から市民の生命・財産を守る対策を

それでは大きい第2項目目であります。豪雨災害から市民の生命・財産を守る対策を。(1)甚大な被害を生んだ広島市の土砂災害を受け、南魚沼市の地域の危険箇所を改めて総点検を行って対策を講じるべきと考えますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 豪雨災害から市民の生命・財産を守る対策を

広島市で発生しました土砂災害は本当に大変な状況でありまして、昨年も伊豆大島の土砂災害ということでありまして、全国の自治体にとりまして土砂災害の危険性あるいは対応の難しさは、また改めて認識したところであります。南魚沼市におきます土砂災害対策といたしましては、平成19年度から土砂災害防止法に基づきます警戒区域——これはレッドゾーンとイエ

ローゾーンとあるわけですから——これにつきまして新潟県が指定を進めているところではありますが、その指定に伴う説明会を開催し、県、市で土砂災害についての啓発あるいは危険箇所の周知を行ってまいりました。区域指定につきましては、この8月26日現在でありますけれども、481か所の指定が終了しております。今後の指定箇所を含めて当市における区域指定は、今年度で終了予定であります。おおむね540か所程度になるという予定です。

ご質問の危険箇所の総点検と対策であります。現在の警戒区域が市内で481か所もあるために、全ての箇所で点検及びハード対策を行うことはこれは無理であります。特に災害の危険性が高い箇所につきましては、県と協力しながらパトロールあるいは防止工事等ハード対策を行っておりますけれども、その他の箇所につきましては、土砂法のこの警戒区域の指定によりまして、市民の皆様にご地域の危険箇所を知っていただき、いざというときに備えるためのソフト対策を進めているところであります。

この対策といたしましては、常々申し上げております土砂災害のハザードマップの作成であります。現在は説明会時にそのハザードマップの原案を資料として配布しておりますけれども、今年度内の指定終了時に市内全域版のハザードマップの作成を計画しております。平成26、27年度でつくって配布予定です。また情報の伝達、とりわけ避難情報の発令・伝達を迅速・円滑に行うために、担当部局をはじめとして体制の整備をいま進めているところであります。以上であります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 豪雨災害から市民の生命・財産を守る対策を

ただいま報告がありました。きょうで一般質問4日目でありますけれども、初日から16番議員そして1番議員とのやりとりをずっと私もお聞きして、そしてただいまの市長の対策についてもお聞きをしたわけでありまして。きょうもお昼休みに、北海道でのこれまでにない豪雨災害に見舞われているという情報があったわけでありまして、私なりにこの問題にどう対応していったらいいかなということちょっと考えてきた経過があります。特にソフト面ですね。ハードはもうありますけれども、ソフト面での提案をちょっとさせていただきたいと思っております。

1つはもう数年前、新潟・福島豪雨からですけれども、ゲリラ豪雨という形で表現されております。いつ来るか、突発的に来るわけでありまして。これまでの経験、常識をはるかに超えた豪雨が突然襲ってくる。8月の広島も、もう1時間前はわずかな雨量が、突然その1時間後には100ミリ近くになるという、恐ろしいわけでありまして。そういった中で行政の皆さん、気象庁を含めて本当に日夜頑張っているし、情報伝達に苦勞されているわけですから。こういうこのゲリラ豪雨に対して、やはりどう立ち向かって人命と財産を守るかということだと思います。

私はキーワードがあると思います。キーワードの1つは、「住民の危機感の共有」だと思います。住民の危機感の共有がキーワードだと思います。そしてもう1つは、「地域力」。この2つがキーワードであります。結論から申しますと、住民主導の避難、命を守る、そして地域力を

強めるということがやはり大事ではないかなというのが、私の到達です。

1 番議員とのやりとりの中でハザードマップがあるわけですね、ハザードマップが。ただ、それをおろすだけでいいのかということ、1 番議員はかなり強調していたわけでありましてけれども、私もそれを聞きながら、そうだよなど。そういった資料をどう生かすかという点で、次の提案をしたいと思います。具体的にはふさわしい形ですけれども、各集落単位、町内単位でいいですが、市民から集まってもらって行政区、行政から示されたこうしたハザードマップとこういう豪雨災害の資料を見ながら危険予知活動をしてもらう。これは私は以前というか 30 年前は建設業に従事してまして、危険予知活動というのは、結構建設現場では今も定着していますけれども、危険予知活動を皆で出し合おうと。

うちの集落で例えば 100 ミリの雨が降った場合にはどういう危険が起こってくるのか、川があつたら増水した場合にはどういうことが想定されるかということ、皆で出し合う。あの沢から水が、鉄砲水が来るとか土砂崩れが来るとか、そういう皆で知恵を出し合う作業を行うということが、やはり必要ではないか。

その際、プロである市の職員の皆さんや専門家からも参加してもらって、そういうものを皆で出し合いながら、ああ、あそこの沢は危ないとか、この山はもしかしたら崩れてくるかもしれないとか、そういったことを皆で出し合いながら共有するという——危険を共有すると言うと変ですけれども、そういう取り組みが大事ではないかという、これは私の到達であります、市長の見解はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 豪雨災害から市民の生命・財産を守る対策を

今の田村議員の提案といたしますか、これはもつともであります。これが一番、本当に一番効果のあることだと思っております。そういうこともあるがゆえに、市では自主防災組織の組織化を進めております。おかげさまで 90 数パーセントという高い組織率——まだ組織していないところもちょっとあるという。自主防災組織が組織化になって、そしてこれも 1 番議員がおっしゃいましたけれども、年に 1 回防災訓練すればいいやと、こういうことでは本来ならないわけであります。

これもちょっと触れましたけれども、区域指定のとき説明会時にハザードマップの原案を資料として持って、その地域には行っているわけです。ですから、そこで地域の皆さん方が自主的であってもいいわけですし、こういう災害が起きたときには、ではどう避難するのか。あるいはどういうときにそういう災害が起きるのか。今まさに議員がおっしゃった危機感の共有をお互いにしながらいざというときに備えるという、これが本当に災害から身を守る一番の効果のある対策だと思っております。自主防災組織とも通じて、例えばそういう専門知識が必要な人から来てもらいたいとか、そういうことは防災意識の高い皆さんとかいろいろの方がいらっしゃいますので、市として当然協力しながら、そういう意識の共有、そして危機感の共有、これを深めていくことについてはご提案のとおりでありますので、進めるだけ進めていければと思っております。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 2 豪雨災害から市民の生命・財産を守る対策を

まだ私の雑駁な内容でありますので、ぜひ、これに皆さんから、またきょうの私の雑駁な提案に肉をつけていただいて、さらにグレードアップというか。やはり先ほども市長が言われたとおり、本当に人命、財産を守る上での最良の方向を、ひとつお互いの知恵を集中して、立ち向かっていきたいというふうに思っています。以上で2番目の項目はこれで終わりにします。第3項目目であります。

3 市に内在する自然を生かした観光の発展をめざして

3項目目に行きます。市内に内在する自然を生かした観光の発展をめざしてという大項目がありますが、(1)番目ですが、巻機山は日本百名山の1つです。幾つか質問がありまして、1つは、注意看板などの明記がほとんど合併前の塩沢町のものになっている。ペンキも剥げた状態で何が書いてあるかわかりにくい。倒れたままになっている。山の管理として放置しているように見受けられるが、市としての管理自体についてまず伺いたいと思います。

2つ目は尾根コース、巻機山尾根コースの7合目か8合目は、植生再起の木枠があります。ありますが、現在再生中なのかどうか、その点を伺います。

3つ目は、まさしく山肌が荒れて岩の露出が激しく、登山客も多く貴重な観光資源であると考えますが、登山道整備と登山道整備以外の植生の保護についてどうした方向なのか伺いたいということで……

○議 長 田村眞一君、一問一答です。

○田村眞一君 3 市に内在する自然を生かした観光の発展をめざして

そうか。一問一答ですか、すみませんでした。言わないほうがよかったか。すみませんでした。よろしくお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 3 市に内在する自然を生かした観光の発展をめざして

田村議員にお答え申し上げます。巻機山の状況であります。それについての対策であります。本来この自然の中にそこを征服したときの喜び、あるいは健康、こういうことを見いだせるのが登山の醍醐味だと言われておりまして、その点では本来できる限り自然の状態がいいということでもあります。本来はですね。現実には登山者によります草原や池塘の踏みつけ、あるいは自然災害、これらによりまして荒廃が進んでいる登山道もございます。

巻機山のまず登山道につきましては、県の県民生活環境部環境企画課で平成8年度から丸太の階段あるいは木道整備を行ってきております。8合目付近ガレ場、ニセ巻機から避難小屋――これは何と読むのか、御機屋下ガレと、なかなか名前がわかりません。それから最高点付近、これら。それから民間のボランティア団体であります「巻機山景観保全ボランティアズ」東京都、この皆さんが昭和52年から登山道の整備、あるいは地層や植生の復元を行ってございまして、荒廃が食い止められて緑も増えてきております。ことしも8月23日から25日までに参加者15人で、夏の保全活動が実施されました。現在養生しているところがあるということであり

ます。

そこで、この注意看板の明記がほとんど塩沢町になっている。それから、ペンキが剥げた状態、あるいは倒れたままになっているというようなことがありました。この塩沢町ということになっている看板につきましては、随時直してまいらなければならないと思っておりますし、ペンキが剥げた状態、あるいは何が書いてあるかわかりにくい状態というのは、現地を確認しますけれども、もし、具体的な部分がおわかりでしたら教えていただければすぐ対応します。

清水のバス停の登山道入口の看板は、倒れておりましたので早急に直すということにしております。気持ちよく登山していただくために登山道の刈り払いに努めているところであります。それから、巻機山の登山道で荒れているところは現実にはありますが、清水の民宿や山岳救助隊の方々からは、登山道が荒れて困っているという登山者からの苦情を受けることはないというふうにも伺っております。現段階の状況は以上であります。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 3市に内在する自然を生かした観光の発展をめざして

ぜひ、現地を登山して現地調査をし、まず現状確認をしていただいて、それがまだ許容範囲というか、この程度ならまだ整備の必要はないとか、あるとかという範囲を、ぜひ掌握してほしいと思っております。

悩ましいのはこういう整備の関係であります。先ほど、今回は巻機山をちょっとクローズアップしたのですが、越後三山でいうと八海山・中ノ岳・駒ヶ岳がございます。この見出しにあるとおり、市内に内在する自然を生かしたということで、やはり夏場の観光を含めて登山道が、さまざまな理由で——先ほども言った気象条件なのか、たまたま財政的な問題で予算がつかなくて放置されているのかということも含めてですけれども、鈴木一議員の言うようにおもてなしですよ。おもてなしの精神で言えば、せっかく山に来たのがっかりするような光景があってはやはりならないと、裏切ってはならないという思いがいっぱいあります。その点で市長の、巻機山にとらわれず、やはりこの南魚沼市にあるこういった山、観光に訪れる登山客の皆さんが、気持ちよく、ああ、また来てみたいと思うような方向での決意がございましたらお願いしたいのですが。

○議 長 市長。

○市 長 3市に内在する自然を生かした観光の発展をめざして

平成23年のあの豪雨の際に、登山道が流出したり、荒れたりということがございました。それは山岳遭難救助隊の皆さんも含めて大勢の皆さんからご協力いただいて、ほぼ修復、あるいは回路をつくったりして対応してきたところでありますし、先ほど触れましたように山岳遭難救助隊の皆さん方に、ほとんどこのことは私たちが委託をして行っております。山、登山道の整備も含めてです。

その中で救助隊の皆さん方から、ここはこうしなければとても危ないとかそういうご報告があれば、これは早急に対応させていただきます。予算的に大きなものであればそれはまた順次対応ということになりますけれども、ここは今巻機とありましたが、巻機の関係の部分につい

ては、救助隊の皆さん、あるいは民宿のお客さんを泊めている皆さん方からも、登山道が荒れているとか、そういう苦情というのは一切聞いておりませんので、まあまあある程度皆さん方から満足いただいているものだと思っておりました。

看板につきましては、先ほど触れましたように、倒れているところの現場を目撃しましたら教えてください。我々も全て100%把握ができているものではありませんので、そういうものは早急に対応します。旧町名が書いてあるのは、登山道もありますし、まだあちらこちらにちょっとあるのです。気がつかないで直していないものと、気がついても、まあもうちょっと後でいいだろうと思ってやっているものもあるかも知れません。それらについては順次整備を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 3 市に内在する自然を生かした観光の発展をめざして

来たお客さんがまた来たくなるような、やはりおもてなしの気持ちで、この山に対しても配慮を、ぜひお願いを申し上げまして終わりにいたします。終わります。

○議 長 以上で一般質問を終わります。

○議 長 本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

○議 長 次の本会議は明日9月12日金曜日、午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

[午後2時15分]